

令和6年度

伊予市水防計画

令和6年10月変更

伊予市防災会議

目次

第 1 章 総則	1
第 1 節 目的	1
第 2 節 用語の定義	1
第 3 節 水防の責任と義務	4
1 県の責任（法第 3 条の 6）	4
2 市の責任（法第 3 条）	5
3 国土交通省の責任	5
4 気象庁の責任	6
5 居住者等の義務	6
第 4 節 水防計画の作成及び変更	6
第 5 節 津波における留意事項	6
第 6 節 安全配慮	6
第 2 章 水防組織	8
第 1 節 市の水防組織	8
1 水防本部の設置	8
2 水防本部の組織及び事務分掌	8
第 3 章 重要水防箇所	17
第 1 節 河川水防箇所	17
第 2 節 ため池水防箇所	17
第 4 章 予報及び警報	18
第 1 節 気象庁が行う気象通報	18
1 気象台が発表若しくは伝達する注意報、警報及び特別警報（種類及び発表基準）	18
2 津波に関する警報・注意報、予報及び情報	21
3 気象情報	26

第2節	洪水予報	30
1	洪水予報指定河川	30
2	洪水予報の種類等と発表基準	31
第3節	水防警報	33
1	安全確保の原則	33
2	水防警報の種類・内容	33
3	水防警報を行う河川	33
4	水防警報発表の基準	35
5	水防警報伝達系統図	35
第4節	水位到達情報	37
1	氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）及び避難判断水位の水位到達情報の通知及び周知を行う河川	37
2	知事が指定する水位周知河川	37
3	洪水浸水想定区域図の指定	37
第5章	雨量、水位の測定	38
第1節	管内雨量観測所	38
1	松山地方气象台関係	38
2	国土交通省大洲河川国道事務所関係	38
3	愛媛県関係	38
4	J R 四国	39
第2節	管内水位観測所	39
1	愛媛県関係	39
第6章	水門等の操作	40
第1節	水門等の操作及び通報	40
第2節	操作の連絡	40
第3節	連絡系統	40
第7章	通信連絡	41

第 1 節	通信連絡の方法	41
第 2 節	通信連絡系統図	42
第 8 章	水防施設	43
第 1 節	水防倉庫及び水防資器材	43
第 9 章	水防活動	45
第 1 節	水防配備	45
1	市の非常配備	45
2	消防（水防）団の非常配備	47
第 2 節	巡視及び警戒	49
1	平常時	49
2	出水時	49
第 3 節	水防作業	50
第 4 節	警戒区域の指定	50
第 5 節	避難のための立退き	50
第 6 節	決壊・越水等の通報及びその後の措置	51
1	決壊等の通報	51
2	決壊・越水後の措置	51
第 7 節	水防配備の解除	51
1	水防管理団体の非常配備の解除	51
2	消防（水防）団の非常配備の解除	51
第 8 節	水防信号	52
第 10 章	協力及び応援	53
第 1 節	他の水防管理団体の応援	53
1	河川管理者愛媛県知事の協力事項	53
2	河川管理者四国地方整備局長の協力事項	53
3	応援要請	53

第2節	警察官の援助要求	54
第3節	自衛隊の派遣要請	54
第4節	居住者の応援	54
第5節	大規模氾濫に関する減災対策協議会	54
第11章	費用負担と公用負担	56
第1節	費用負担	56
第2節	公用負担	56
1	公用負担	56
2	公用負担権限委任証	56
3	公用負担命令書	57
4	損失補償	57
第12章	水防活動報告	58
第1節	消防（水防）団 分団長の水防活動実施報告	58
第2節	水防管理者の水防活動実施報告	58
第13章	水防訓練	62
第1節	水防訓練の実施要領	62
第2節	水防訓練の実施時期	62
資料	重要水防箇所位置図	63
1	本庁地区	63
資料	水防法（昭和24年6月4日法律第193号）	64
資料	関係機関電話番号一覧表	89

第1章 総則

第1節 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）第4条の規定に基づき、愛媛県知事から指定された指定水防管理団体たる伊予市が、法第33条第1項の規定に基づき、伊予市内における水防事務の調整及び円滑な実施のために必要な事項を規定し、伊予市の地域にかかる河川、湖沼又は海岸の洪水、内水（法第2条第1項に規定する雨水出水のこと。以下同じ。）津波又は高潮等の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第2節 用語の定義

主な水防用語の意義は次のとおりである。

用語	意義
伊予市水防本部	市内における水防を統括するために設置される機関（以下「水防本部」という。）をいう。
水防管理団体	伊予市 水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（法第2条第2項）。
指定水防管理団体	伊予市 水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう（法第4条）。
水防管理者	伊予市長 水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう（法第2条第3項）。
消防機関	伊予消防等事務組合消防本部 伊予消防等事務組合伊予消防署（出張所を含む。） 伊予市消防団 消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第2条第4項）。

用語	意義
消防機関の長	伊予消防等事務組合消防本部消防長 伊予市消防団長 消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう（法第2条第5項）。
水防団	法第6条に規定する水防団をいう。
量水標管理者	量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（法第2条第7項、法第10条第3項）。
指定河川洪水予報	流域面積が大きい河川であつて、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生ずるおそれがあるとして国土交通大臣又は都道府県知事が指定した河川（洪水予報河川）について、気象庁及び国土交通省又は都道府県の機関が共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して行う洪水の予報をいう（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項及び第3項）。
水防警報	洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるとして国土交通大臣又は都道府県知事が指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通省又は都道府県の機関が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあると認められるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第2条第8項、法第16条）。
水位周知	水位周知とは洪水予報指定河川以外の河川で、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水により国民経済上重大又は相当な損害を生じるおそれがあるものとして指定した河川（水位周知河川）について、国土交通省又は都道府県の機関が、当該河川の水位があらかじめ定めた水位に達したとき、水位又は流量を示して行う通知及び周知をいう（法第13条）。

用 語	意 義
水位到達情報	水位到達情報とは、国土交通大臣又は都道府県知事が指定した河川（水位周知河川）において、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）のあらかじめ定めた水位の到達及び氾濫に関する情報をいう。
水防団待機水位 （通報水位）	洪水又は高潮のおそれがある場合に、関係者に通報しなければならない水位であり、量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第12条第1項に規定される通報水位）をいう。
氾濫注意水位 （警戒水位）	水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう（法第12条第2項に規定される警戒水位）。
避難判断水位	氾濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。市長の高齢者等避難発令の目安となる水位
氾濫危険水位 （洪水特別警戒水位）	洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。（法第13条第1項及び第2項）市長の避難指示の発令判断の目安となる水位。
洪水浸水想定区域	洪水予報河川及び水位周知河川において、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定されるとして国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう（法第14条）。

用語	意義
重要水防箇所	<p>洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。過去の実績及び地形、施設の現況から推定して、洪水又は風浪により堤防の決壊及び氾濫が予想され、水防活動によって相当の効果が予想されるもので、次の条件の一を満たしている場合には、当該地域の一連の範囲を含めて重要水防箇所とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 人家が100戸以上ある場合 ② 耕地が20ha 以上ある場合 ③ 人家が50戸以上、耕地が10ha 以上ある場合 ④ 公共施設若しくは重要産業施設がある場合
特に危険な箇所	<p>重要水防箇所内であって、既に護岸、堤防などが破損している箇所又は次の条件に該当する場合</p> <p>護岸、堤防などの施設が老朽化しており、氾濫注意水位(警戒水位)までに決壊が予想される箇所</p>

第3節 水防の責任と義務

水防に係る各主体について、水防法に規定されている責任及び義務は、次の通りである。

1 県の責任（法第3条の6）

県内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように、指導と水防能力の確保に努める責任を有する。具体的には、主に次のような事務を行う。

- ① 指定水防管理団体の指定（法第4条）
- ② 水防計画の策定及び要旨の公表（法第7条第1項及び第7項）
- ③ 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）
- ④ 水防協議会の設置（法第8条第1項）
- ⑤ 洪水予報の通知（法第10条第3項）
- ⑥ 水位の通報及び公表（法第12条）

- ⑦ 水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（法第13条第2項及び第3項）
- ⑧ 洪水予報又は水位情報の通知の関係市町長への通知（法第13条の4）
- ⑨ 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条）
- ⑩ 大規模氾濫減災協議会の設置（法第15条の10）
- ⑪ 水防警報の発表及び通知（法第16条第1項及び第3項）
- ⑫ 水防信号の指定（法第20条）
- ⑬ 避難のための立ち退きの指示（法第29条）
- ⑭ 緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示（法第30条）
- ⑮ 水防団員の定員の基準の設定（法第35条）
- ⑯ 水防管理団体の負担する費用補助（法第44条）
- ⑰ 水防に関する必要な報告（法第47条）
- ⑱ 水防に関する勧告及び助言（法第48条）

2 市の責任（法第3条）

市内における水防を十分に果すべき責任を有する。具体的には、主に次のような事務を行う。

- ① 水防組織の確立（法第3条）
- ② 水防団の設置（法第5条）
- ③ 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置（法第15条）
- ④ 水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第17条）
- ⑤ 警戒区域の設定（法第21条）
- ⑥ 警察官の援助の要求（法第22条）
- ⑦ 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第23条）
- ⑧ 堤防決壊等の通報、決壊後の処置（法第25条、法第26条）
- ⑨ 公用負担（法第28条）
- ⑩ 避難のための立ち退きの指示（法第29条）
- ⑪ 水防計画の策定、要旨の公表及び県知事への届け出（法第33条）
- ⑫ 水防協議会の設置（法第34条）
- ⑬ 水防訓練の実施（法第32条の2）

3 国土交通省の責任

- ① 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）
- ② 洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項）
- ③ 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）
- ④ 洪水予報又は水位情報の通知の関係市町長への通知（法第13条の4）
- ⑤ 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条）
- ⑥ 大規模氾濫減災協議会の設置（法第15条の9）

- ⑦ 水防警報の発表及び通知（法第 16 条第 1 項及び第 2 項）
- ⑧ 特定緊急水防活動（法第 32 条）

4 気象庁の責任

- ① 気象予報及び警報の発表及び通知（法第 10 条第 1 項、気象業務法第 14 条の 2 第 1 項）
- ② 洪水予報の発表及び通知（法第 10 条第 2 項、法第 11 条第 1 項並びに気象業務法第 14 条の 2 第 2 項及び第 3 項）

5 居住者等の義務

市内に居住する者又は水防の現場にある者は、水防管理者又は消防機関の長から指示された場合は、水防に従事しなければならない。（法第24条）

第 4 節 水防計画の作成及び変更

毎年、県の水防計画に応じて、水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは変更を行う。水防計画を変更するときは、防災会議に諮るとともに、愛媛県知事に届け出るものとする。

また、水防計画を変更したときは、その要旨を公表するものとする。

第 5 節 津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて‘遠地津波’と‘近地津波’に分類して考えられる。遠地津波の場合は、原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。従って、水防活動及び水防団員自身の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがある。しかし、近地津波でかつ安全な場所への避難に時間を要する場合は、水防団員自身に避難以外の行動が取れないことが多い。

従って、あくまでも水防団員自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

第 6 節 安全配慮

洪水、内水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団員自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

水防団員自身の安全確保のために配慮すべき事項は次のとおりである。

- ・水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- ・水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のものが不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- ・指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
- ・水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- ・指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- ・指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
- ・水防活動は原則として複数人で行う。
- ・津波浸水想定のある区域内にある水防団は、気象庁が発表する津波警報等の情報入手し、活動可能時間が確保できることを確認するまでは、原則として退避を優先する。

第2章 水防組織

第1節 市の水防組織

1 水防本部の設置

- (1) 水防に関係ある警報・注意報等又は地震等により、洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときから洪水等の危険が解除されるまで、市は市役所に水防本部を設置し、水防活動を迅速かつ積極的に推進するものとする。
- (2) 災害対策本部が設置されたときは、本計画に定める水防組織はそのまま災害対策本部の一部に吸収され活動するものとする。

2 水防本部の組織及び事務分掌

- (1) 水防本部の事務局は危機管理課に置き、水防本部の組織及び事務分掌は〔表1〕のとおりとする。
- (2) 水防本部の各部長は、その所属職員を指揮監督して防災活動に当たるものとする。
- (3) 水防本部の各部は、〔表1〕に定める分掌事務のほか、その活動に当たり、次の事項に留意するものとする。
 - ア 各部の所管事項に関する被害状況又は災害応急対策実施状況の取りまとめに関すること。
 - イ 本部との連絡に関すること。
 - ウ 各部への応援に関すること。
 - エ 各部員は、本分掌事務のほか本部長の指示特命事項に従事すること。

[表 1]

伊予市水防本部の組織及び事務分掌

役 名	役 職 名
本部長	市長
副本部長	副市長・教育長
本部事務局長	総務部長
事務局	危機管理課

部	班	部（班）員	分 掌 事 務
総務部 部長：総務部長 副本部長：企画振 興部長	総務班 （受援班人的受援担当） 班長：危機管理課長 副班長：総務課長	危機管理課員 総務課員	1 本部事務局の諸務に関する こと。 2 災害情報収集、整理及び 共有に関すること。 3 各部の総合調整に関する こと。 4 県、他市町及び関係各機 関等への連絡調整並びに要 請に関すること。 5 水害応急対策の立案に関 すること。 6 職員の動員及び非常招集 に関すること。 7 避難の指示等に関するこ と。 8 水防報告に関すること。 9 り災証明に関すること。 10 水防広報に関すること。 11 人的受援に関する総合調 整

部	班	部（班）員	分 掌 事 務
総務部 部長：総務部長 副部長：企画振 興部長	機材調達・交渉班 （受援班物的受援担当） 班長：財政課長 副班長：地域創生課長	財政課員 地域創生課員 監査委員事務局	1 水防関係予算に関するこ と。 2 応急公用負担に関するこ と。 3 資機材及び物資の調達に 関すること。 4 車両の調達に関するこ と。 5 物的受援に関する総合調 整 6 各部の応援に関するこ と。
	被害認定調査班 班長：税務課長	税務課員	1 土地家屋等の被害状況の 確認及び被害認定調査に関 すること。 2 水害に伴う市税の減免措 置に関するこ と。 3 各部の応援に関するこ と。
	経理班 班長：会計管理者兼会計課長	会計課員	1 水害に伴う予算経理に関 すること。 2 義援金品の出納に関する こと。 3 各部の応援に関するこ と。

部	班	部（班）員	分 掌 事 務
市民福祉部 部長：市民福祉部長 部長付本部連絡員：福祉課長	避難班 班長：子育て支援課長 副班長：長寿介護課長	福祉課員 長寿介護課員 子育て支援課員 社会教育課員 (公民館) (保健師の資格を有する者を除く)	1 避難所の開設、把握及び運営支援に関する事 2 救援物資の配給等に関する事 3 被災園児の救護、避難誘導その他支援に関する事 4 行方不明者捜索班の編成及び死体の検案要請に関する事 5 ボランティア活動支援の連携 6 社会福祉施設の避難状況把握に関する事 7 各部の応援に関する事
	救護・衛生班 班長：健康増進課長 副班長：健康増進課(保健師)	健康増進課員 長寿介護課員 (保健師の資格を有する者)	1 避難者等の保健活動の企画及び実施 2 防疫の企画及び啓発 3 食品衛生活動 4 医薬品及び衛生資材の確保 5 救護所の開設 6 松山圏域災害医療対策会議との連携 7 各部の応援
	食料班 班長：市民課長 副班長：農業振興課長	市民課員 農業振興課員 農業委員会事務局員 学校教育課員 (幼稚園) 学校教育課員 (学校給食センター)	1 被災者及び救助活動に従事する者に対する炊出しに関する事 2 食料の調達提供 3 農作物等の被害状況の把握と災害応急対策に関する事 4 畜産伝染病予防対策に関する事 5 各部の応援に関する事

部	班	部（班）員	分 掌 事 務
産業建設部 部長：産業建設部長 副部長：土木管理課長 部長付本部連絡員：土木管理課課長補佐	農林水産班 班長：農林水産課長 副班長：農林水産課課長補佐	農林水産課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 農林水産業関係（施設を含む）の水害防止、応急復旧及び被災調査に関すること。 2 農林水産関係の融資あっせんに関すること。 3 各部の応援に関すること。
	都市整備班 班長：都市整備課長 副班長：都市整備課課長補佐	都市整備課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 都市計画道路、都市公園等の水害予防、応急復旧及び被災調査に関すること。 2 応急仮設住宅の建設に関すること。 3 住宅の応急修理に関すること。 4 住宅建築の融資に関すること。 5 建築技術者の確保に関すること。 6 障害物の除去に関すること。 7 汚水管理対策に関すること。 8 各部の応援に関すること。
	輸送対策班 班長：商工観光課長 副班長：商工観光課課長補佐	商工観光課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 商工業、観光施設等の水害防止、応急復旧及び被災調査に関すること。 2 商工業関係の融資あっせんに関すること。 3 輸送全般に係る各部の応援に関すること。 4 災害応急対策車両確保の企画に関すること。 5 救援物資輸送の計画に関すること。 6 物資拠点・輸送の総合調整に関すること。 7 各部の応援に関すること。

部	班	部（班）員	分 掌 事 務
産業建設部 部長：産業建設部長 副部長：土木管理課長 部長付本部連絡員：土木管理課課長補佐	土木班 班長：土木管理課課長補佐	土木管理課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路、橋りょう、河川、急傾斜地、海岸、港湾等の水害防止、応急復旧及び被災調査に関すること。 2 土木応急復旧資材の確保に関すること。 3 道路及び交通の確保に関すること。 4 土木技術者及び従事者の確保に関すること。 5 土木被害調査に関すること。 6 障害物の除去に関すること。 7 ポンプ場の運転管理に関すること。 8 雨水排水対策に関すること。 9 応急の土のう確保及び配置に関すること。 10 各部の応援に関すること。
	環境班 班長：環境政策課長 副班長：環境政策課課長補佐	環境政策課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災地における防疫及び清掃に関すること。 2 避難所等の防疫に関すること。 3 ごみの収集処理に関すること。 4 し尿処理に関すること。 5 各部の応援に関すること。
	上下水道班 班長：上下水道課長 副班長：上下水道課課長補佐	上下水道課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 飲料水の確保及び給水に関すること。 2 給配水管、水源施設等の水害防止、応急復旧及び被災調査に関すること。 3 水道の衛生管理に関すること。 4 各部の応援に関すること。

部	班	部（班）員	分 掌 事 務
教育部 部長：教育委員会事務局 部長付本部 連絡員：社会教育課長	学校教育班 班長：学校教育課課長補佐	学校教育課員 （本課） 学校教育課員 （校務員）	1 学校施設の水害防止、応急復旧及び被災調査に関する事 2 学校給食保全及び保健衛生に関する事 3 応急教育に関する事 4 被災園児児童生徒の救護、避難誘導その他支援に関する事 5 学用品及び教科書の調達配分に関する事 6 各部の応援に関する事
	社会教育班 班長：社会教育課課長補佐	社会教育課員 （本課） 社会教育課員 （図書館）	1 社会教育施設等の水害防止、応急復旧及び被災調査に関する事 2 各部の応援に関する事
議会部 部長：議会事務局 局長		議会事務局員	1 議員の安否確認 2 議員との連絡調整 3 各部の応援
中山支部 支部長：中山地域事務所 長	中山総務班 班長：中山地域事務所次長	中山地域事務所員	1 管内の被害状況把握及び災害応急対策。 2 要員の編成に関する事。
双海支部 支部長：双海地域事務所 長	双海総務班 班長：双海地域事務所次長	双海地域事務所員	1 管内の被害状況把握及び災害応急対策。 2 要員の編成に関する事。

部	班	部（班）員	分 掌 事 務
消防部 部長：消防署長	伊予班 班長：消防副署長 中山班 班長：消防署中山出張所長 双海班 班長：消防署双海出張所長	消防署員 出張所員 出張所員	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防施設の水害防止、応急復旧及び被災調査に関する事。 2 緊急必要機材等の確保及び補給に関する事。 3 関係機関との連絡調整に関する事。 4 消防職員の非常招集に関する事。 5 水防活動に関する指令伝達に関する事。 6 水防応援要請に関する事。 7 各水害現場等の水害情報接受に関する事。 8 水火災予防並びに水防広報に関する事。 9 水害原因及び被災調査報告に関する事。 10 被災者の救助並びに避難者、行方不明者又は死体の捜索及び収容に関する事。 11 水害現場の活動に関する事。 12 危険箇所の警戒巡視に関する事。 13 被災者に対する避難指示に関する事。 14 警戒区域の設定に関する事。 15 気象情報の収集伝達及び気象、水位等観測に関する事。 16 水防通信に関する事。

部	班	部（班）員	分 掌 事 務
消防団部 部長：消防団 長	伊予班 班長：消防副団長 中山班 班長：消防副団長 双海班 班長：消防副団長	消防団員 消防団員 消防団員	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防施設の水害防止、応急復旧及び被災調査に関する事 2 緊急必要機材等の確保及び補給に関する事 3 消防団員の非常招集に関する事 4 水防活動に関する指令伝達に関する事 5 各水害現場等の水害情報接受に関する事 6 水火災予防及び水防広報に関する事 7 被災者の救助並びに避難者、行方不明者又は死体の捜索及び収容に関する事 8 水害現場での活動に関する事 9 危険箇所の警戒巡視に関する事

第3章 重要水防箇所

第1節 河川水防箇所

河川名	関係区域	左右岸	水防箇所延長(m)	左右岸	特に危険な箇所延長(m)
森川	森	左	150		
中山川	豊岡一	左	150		
	豊岡二	右	120		
上灘川	灘町	左	150	左	80
		右	80	右	40
豊田川	上浜 下浜	右	100	右	80

※ 巻末位置図参照

第2節 ため池水防箇所

No.	名称	場所	危険箇所
1	大池（三秋）	三秋	堤体
2	八幡池（吾川）	上吾川	堤体
3	八反地池	下吾川	堤体
4	岩崎池	下三谷	堤体
5	大谷池（三谷）	上三谷	堤体
6	客池	上三谷	堤体
7	新池（宮下）	宮下	堤体

※ 巻末位置図参照

本市には防災重点ため池が85池あり、そのうち貯水量10万t以上の池を掲載。

第4章 予報及び警報

第1節 気象庁が行う気象通報

1 気象庁が発表若しくは伝達する注意報、警報及び特別警報（種類及び発表基準）

気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときに松山地方気象台から発表される注意報、警報及び特別警報の種類及び発表基準は、次のとおりである。水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水予報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けていない。

水防活動の利用に適合する注意報・警報・特別警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	概要
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき。
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により沿岸部において災害が発生するおそれがあると予想したとき。
水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想したとき。
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき。
水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。
水防活動用 津波警報	津波警報	津波により沿岸部において重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。
水防活動用 高潮警報	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。
水防活動用 洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。

水防活動の利用に適合する注意報・警報・特別警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	概 要
水防活動用 気象特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたとき。大雨特別警報には(土砂災害)(浸水害)(土砂災害、浸水害)として、特に警戒すべき事項が明記される。
水防活動用 津波特別警報	津波特別警報	津波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき、大津波警報の名称で発表される。
水防活動用 高潮特別警報	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき。

※水防活動の利用する洪水の特別警報は設けていない。

【特別警報の種類と基準】

特別警報の種類	基 準
大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合。
津波特別警報	愛媛県の沿岸で予想される津波の高さが、高いところで3 mを超える場合（「大津波警報」として発表される。）
高潮特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合。

【大雨注意報・警報発表基準】

注意報・警報	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
大雨注意報	10	93
大雨警報	16	140

【備考】

※土壌雨量指数とは、降った雨による土砂災害危険度の高まりを把握するための指標です。大雨に伴って発生する土砂災害（がけ崩れ・土石流）には、現在降っている雨だけでなく、これまでに降った雨による土壌中の水分量が深く関係しており、土壌雨量指数は、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ溜まっているかを、タンクモデルを用いて数値化したものです。土壌雨量指数は、各地の気象台が発表する大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等の判断基準に用いています。

※表面雨量指数とは、短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標です。降った雨が地中にしみ込みやすい山地や水はけのよい傾斜地では、雨水が溜まりにくいという特徴がある一方、地表面の多くがアスファルトで覆われている都市部では、雨水が地中にしみ込みにくく地表面に溜まりやすいという特徴があります。表面雨量指数は、こうした地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを、タンクモデルを用いて数値化したものです。表面雨量指数は、各地の気象台が発表する大雨警報（浸水害）・大雨注意報の判断基準に用いています。

【高潮注意報・警報発表基準】

注意報・警報	潮位基準
高潮注意報	2. 2 m
高潮警報	2. 6 m

【洪水注意報・警報発表基準】

注意報・警報	流域雨量指数 基準	複合基準	指定河川洪水予 報による基準
洪水注意報	中山川流域=8.2 森川流域=12.4 上灘川流域=9.9 豊田川流域=6.7	中山川流域=(8, 6.6) 豊田川流域=(8, 5.4)	—
洪水警報	中山川流域=10.3 森川流域=15.5 上灘川流域=12.4 豊田川流域=8.4	豊田川流域=(8, 7.5)	重信川 [出合]

【備考】

※流域雨量指数とは、河川の上流域に降った雨により、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標です。流域雨量指数は、全国の約 20,000 河川を対象に、河川流域を 1 km 四方の格子（メッシュ）に分けて、降った雨水が、地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を、タンクモデルや運動方程式を用いて数値化したものです。流域雨量指数は、各地の气象台が発表する洪水警報・注意報の判断基準に用いています。

※複合基準は 2 つの指標（表面雨量指数と流域雨量指数）による基準を示す。例えば、「石手川流域 = (5, 21)」であれば、「表面雨量指数 5 以上かつ流域雨量指数 21 以上」を意味する。

2 津波に関する警報・注意報、予報及び情報

(1) 大津波警報・津波警報・津波注意報

ア 大津波警報・津波警報・津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約 3 分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を発表する。

なお、大津波警報については、津波特別警報に位置付けられる。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は 5 段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード 8 を超えるような巨大地震に対しては津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であること

を伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

(津波警報等の種類と発表される津波の高さ等)

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m 超 (10m < 予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m < 予想高さ ≤ 10m)		
		5m (3m < 予想高さ ≤ 5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m < 予想高さ ≤ 3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m ≤ 予想高さ ≤ 1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

(注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、

その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

イ 津波警報等の留意事項等

- ・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- ・津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。
- ・津波による災害のおそれなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

(2) 津波情報

ア 津波情報の発表等

津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。

(津波情報の種類と発表内容)

津波情報の種類	津波情報の発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻（※1）や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は「巨大」や「高い」という言葉で発表 [発表される津波の高さの値は、前項（津波警報等の種類と発表される津波の高さ等）参照]
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※2）
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※3）
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

（※1）この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

（※2）津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第一波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。

- ・最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

(沿岸で観測された最大波の観測値の発表内容)

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容
大津波警報	1m 超	数値で発表
	1m 以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2m 以上	数値で発表
	0.2m 未満	「観測中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	数値で発表 (津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

(※3) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第一波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値 (第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ) を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値) 及び「推定中」(沿岸での推定値) の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

(沖合で観測された津波の最大波 (観測値及び沿岸での推定値) の発表内容)

発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容
大津波警報	3m 超	沖合での観測値、沿岸での推定値 (注) とも数値で発表
	3m 以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	1m 超	沖合での観測値、沿岸での推定値 (注) とも数値で発表
	1m 以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値 (注)

		とも数値で発表
--	--	---------

(注) 沿岸からの距離が 100 km を超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

イ 津波情報の留意事項等

① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- ・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては 1 時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
- ・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

③ 津波観測に関する情報

- ・津波による潮位変化（第一波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

④ 沖合の津波観測に関する情報

- ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
- ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで 5 分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(3) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

(津波予報の発表基準と発表内容)

津波予報の発表基準	津波予報の発表内容
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
0.2m 未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも 0.2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表

津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表
---	--

(注) 津波の予報の伝達については「大津波警報、津波警報、津波注意報及び地震・津波に関する情報の伝達系統図」P28 参照

3 気象情報

気象情報とは、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予測、防災上の注意を解説する場合等に発表するものをいう。

- (1) 気象情報は、対象とする地域によって次の種類に分けられる。
 - ・全国を対象として気象庁が発表する「全般気象情報」
 - ・四国地方を対象として高松地方気象台が発表する「地方気象情報」
 - ・愛媛県を対象として松山地方気象台が発表する「府県気象情報」
- (2) 気象情報は、目的によって次の種類に分けられる。
 - ・特別警報、警報、注意報に先立って注意を喚起するためのもの。
 - ・特別警報、警報、注意報が発表された後の経過や予測、防災上の留意点が解説される場合等に発表されるもの。
 - ・顕著な大雨や記録的な短時間の大雨を観測したときに、より一層の警戒を呼びかけるもの。
 - ・少雨、長雨、低温など平年から大きくかけ離れた気象状況が数日間以上続き、社会的に影響の大きな天候について注意を呼びかけたり、解説するためのもの。

(3) 気象情報の対象となる現象別の情報

台風に関する情報、大雨に関する情報、低気圧に関する情報、少雨に関する情報、潮位に関する情報、黄砂に関する情報、※1 記録的短時間大雨情報、※2 竜巻注意情報、※3 顕著な大雨に関する気象情報などがあり、線状降水帯による大雨の可能性が高いことが予想された場合に、半日程度前から、気象情報において、「線状降水帯」というキーワードを使って呼びかけている。

※1 記録的短時間大雨情報

県内で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に発表する。愛媛県の雨量による発表基準は、1時間100ミリ以上の降水が観測又は解析されたときに発表する。

※2 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、東予・中予・南予の区域単位で発表する。この情報の有効期限は、発表から概ね1時間である。

※3 顕著な大雨に関する気象情報

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で実際に降り続けている状況を「線状降水帯」というキーワードを使って解説する情報である。この情報は警戒レベル相当情報を補足する情報であり、警戒レベル4相当以上の状況で発表する。

(4) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するよう、対象となる市町を特定して警戒を呼びかける情報（愛媛県と松山地方気象台が共同で発表）

(5) 社会的に影響の大きな天候についての解説などの情報

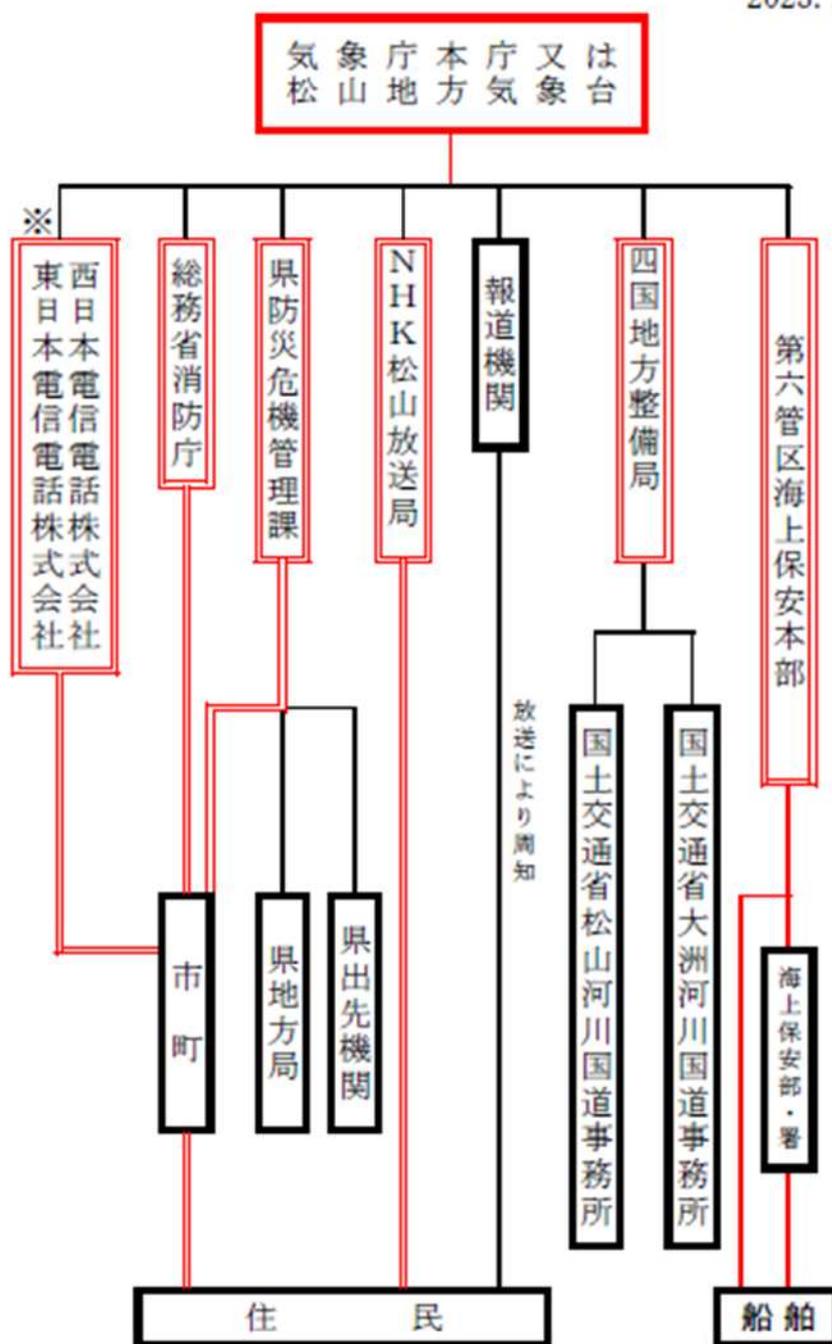
少雨、長雨、低温など比較的長期にわたる現象について注意を喚起し、又は解説するためのもの。

(6) その他の気象情報の種類としては、潮位に関する情報、指定河川洪水予報、竜巻注意情報などがある。なお、対象とする予報区により全般、地方、府県気象情報に分けられる。

* 情報は文章形式と図形式の2種類がある。

特別警報・警報・注意報の伝達系統図（松山地方气象台）

2023. 12. 27現在



※印は警報のみ。

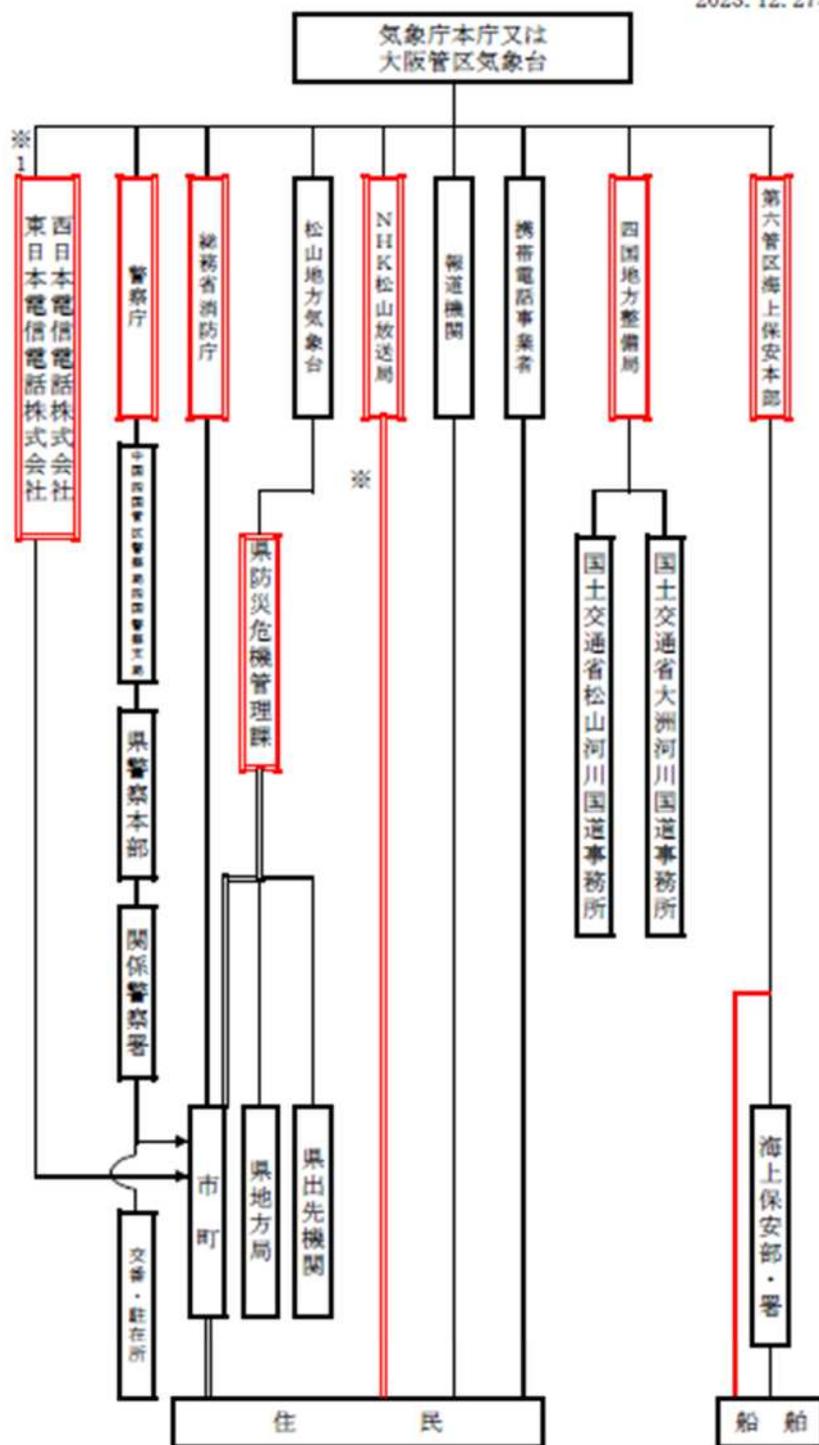
注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法に基づく法定伝達先。

注) 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、気象業務法によって
通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

注) 第六管区海上保安本部には広島地方气象台から伝達する。

大津波警報・津波警報・津波注意報及び地震・津波に関する情報の伝達系統図
(松山地方気象台)

2023. 12. 27現在



- ※1：大津波警報・津波警報の発表、解除のみ。
 ※2：警報はEWS（緊急警報放送システムの略）により放送する。
 注)二重枠で囲まれている機関は、気象業務法に基づく法定伝達先。
 注)二重線の経路は、特別警報が発表された際に、気象業務法によって通知もしくは周知措置が義務づけられている伝達経路。
 注)緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。
 注)第六管区海上保安本部には広島地方気象台から伝達する。

第2節 洪水予報

法第10条の規定により定められた洪水予報指定河川について、国土交通省松山河川国道事務所と松山地方気象台が共同して、洪水のおそれの状態を基準地点の水位又は流量を示して行う洪水の予報をいう。また、氾濫後において、氾濫により浸水する区域及びその水深を予報する。

1 洪水予報指定河川

(1) 洪水予報の実施区間

水系名	河川名	区	域
重信川	重信川	左岸	東温市下林字五反地900番地の1地先から海まで 右岸 東温市見奈良柳原25番地先から海まで

(2) 洪水予報の対象とする基準水位観測所

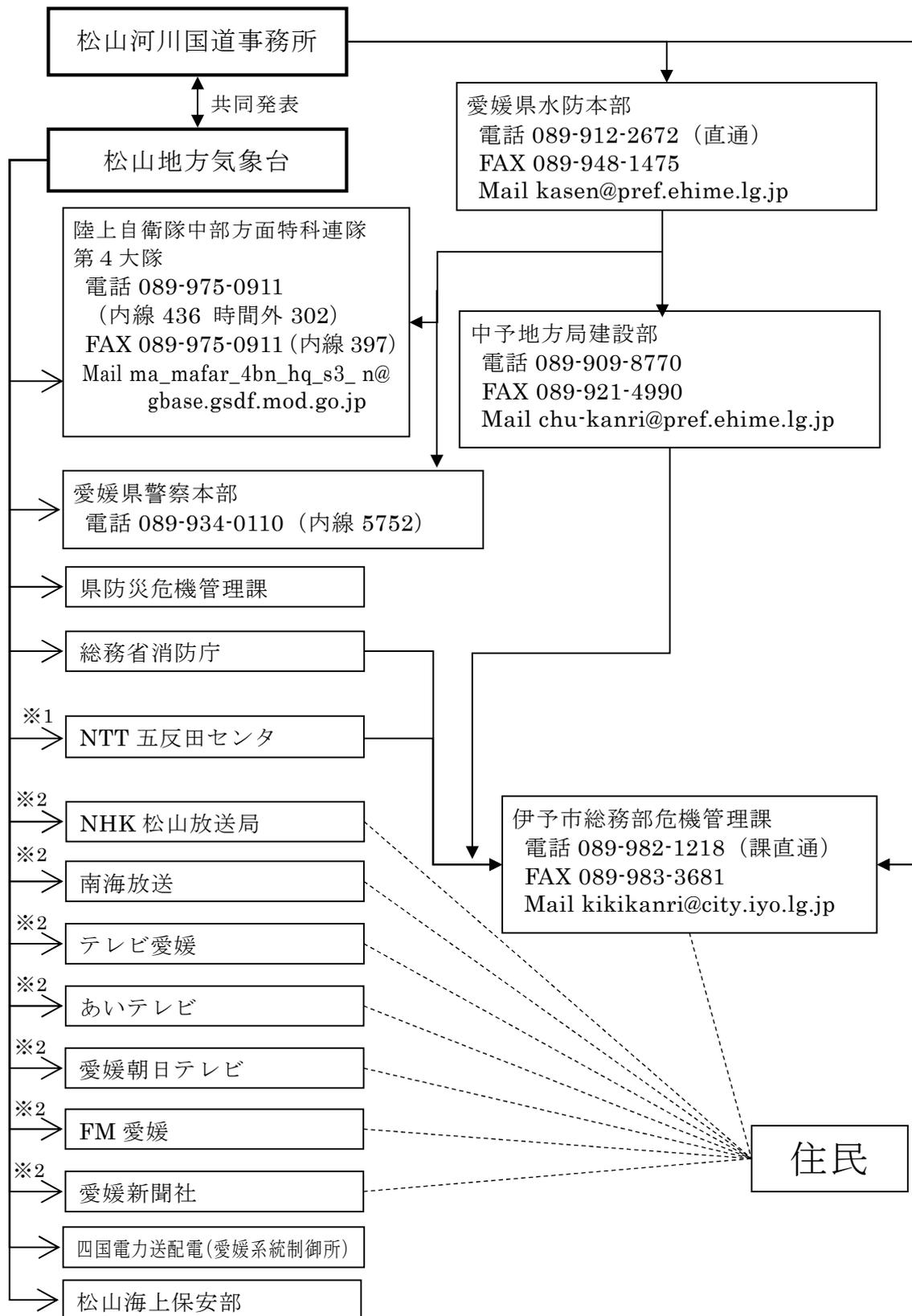
河川名	基準水位観測所	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	氾濫する可能性のある水位
重信川	出合	2.00m	3.00m	4.60m	5.10m	6.69m

※ 氾濫危険水位：洪水により氾濫の起こる恐れのある水位。

2 洪水予報の種類等と発表基準

河川名	種類	情報名	発表基準
重信川	「洪水警報 (発表)」又は 「洪水警報」	「氾濫発生 情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫が発生したとき ・ 氾濫が継続しているとき
		「氾濫危険 情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫危険水位に到達したとき ・ 氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき
		「氾濫警戒 情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く） ・ 避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）
	「洪水注意 報(発表)」又は 「洪水注意 報」	「氾濫注意 情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・ 避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき
	「洪水注意 報(警報解 除)」	「氾濫注意 情報(警戒情 報解除)」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く） ・ 氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く）
「洪水注意 報解除」	「氾濫注意 情報解除」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき 	

重信川の洪水予報伝達系統図（出合水位観測所）



※1 各日本電信電話株式会社への伝達は「洪水警報」の発表と解除のみ

※2 インターネット防災情報提供システムによる伝達

第3節 水防警報

1 安全確保の原則

水防警報は、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれのあるとき、水防を行う旨を警告するものであるが、津波の発生時における水防活動その他危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の発表については、安全時間も考慮した避難必要時間の確保を最優先し、水防活動に従事する者の安全確保に配慮して通知するものとする。なお、津波到達時間が短く、水防活動を行うことが難しいと想定される場合は、水防警報を発表しないという整理の仕方もある。

2 水防警報の種類・内容

水防管理者は、水防警報の通知を受けたとき、水防に関係のある機関に通知するものとする。

種 類	内 容
待機	水防団の足留めを行う体制
準備	水防資器材の整備、点検、水門等開閉の準備と幹部が出動する体制
出動	水防団が出動する体制
解除	水防活動の終了

3 水防警報を行う河川

(1) 国土交通省が行う水防警報

ア 水防警報を行う河川名、区域

河川名	区 域	延長
重信川	左岸 東温市下林字五反地 900 番の 1 地先(表川合流点) から海(河口)まで	17,160m
	右岸 東温市見奈良柳原 25 番地先(表川合流点) から海(河口)まで	17,160m

イ 水防警報の対象とする基準水位観測所

河川名	基準水位 観 測 所	水防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)
重信川	出合	2.00m	3.00m

(2) 知事が行う水防警報

ア 水防警報を行う河川名、区域

河川名	区 域	延長
大谷川	左岸 伊予市上三谷乙 38 番 3 地先から海(河口)まで	8,000m
	右岸 伊予市上三谷甲 4026 番地先から海(河口)まで	8,000m

イ 水防警報の対象とする基準水位観測所

河川名	基準水位観測所	水防団待機水位(通報水位)	氾濫注意水位(警戒水位)
大谷川	下三谷	1.00m	1.20m

4 水防警報発表の基準

水防警報発表の基準は、基準水位観測所の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に達するか、又は氾濫注意水位(警戒水位)を超え、なお増水し災害が発生するおそれがあると認めるとき。

(1) 国土交通大臣の指定河川…国土交通省松山河川国道事務所長が発表

河川名	基準水位観測所	待機	準備	出動	解除
重信川	出合	氾濫注意水位以上に達すると思われるとき	水位 2.0m に達しなお上昇のおそれがあるとき	水位 3.0m に達しなお上昇のおそれがあるとき	水防作業を必要としなくなったとき

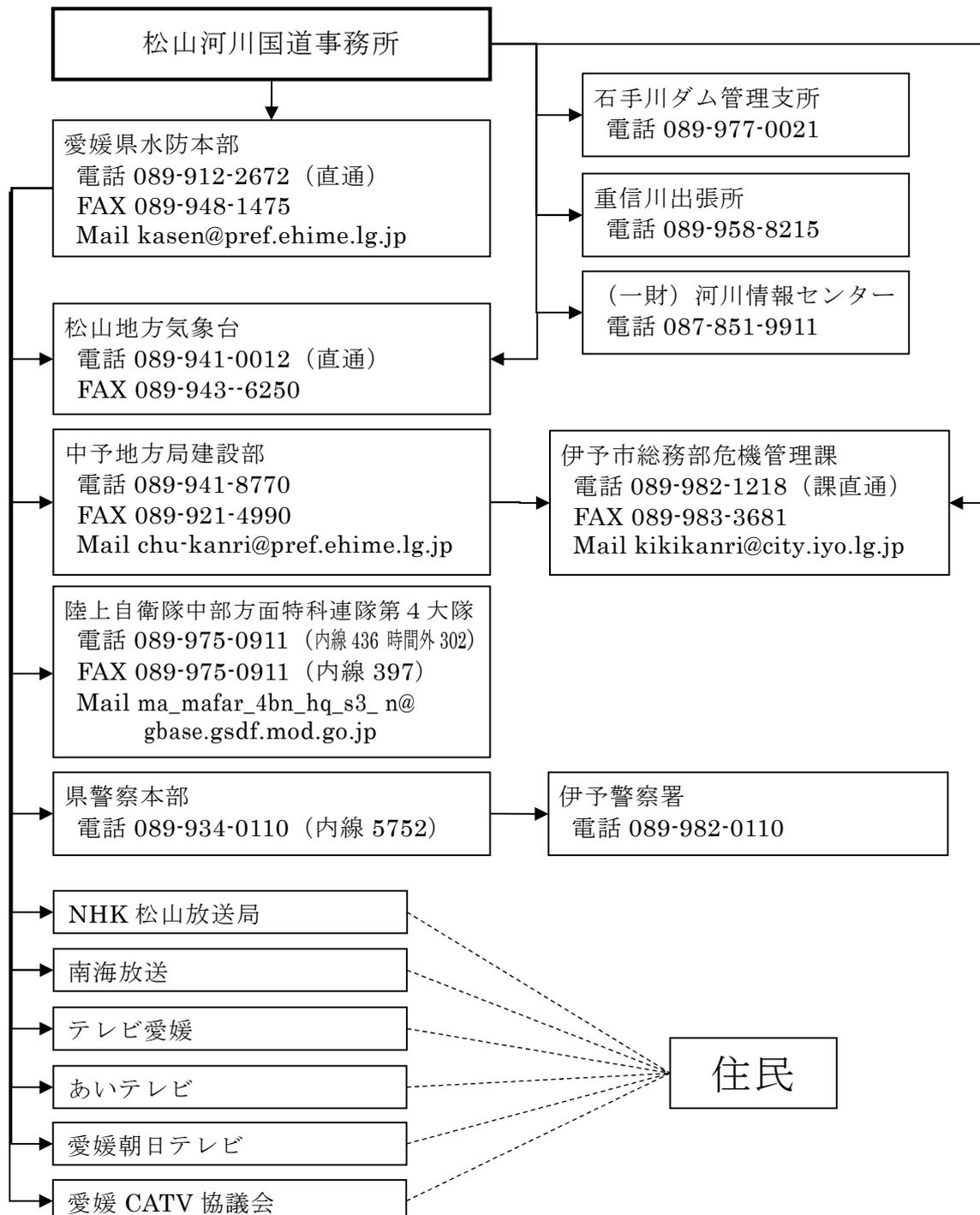
(2) 知事の指定河川…愛媛県知事が発表

河川名	基準水位観測所	待機	準備	出動	解除
大谷川	下三谷	水防団待機水位(通報水位)以上に達すると思われるとき	水位 1.0m に達しなお上昇のおそれがあるとき	水位 1.2m に達しなお上昇のおそれがあるとき	水防作業を必要としなくなったとき

5 水防警報伝達系統図

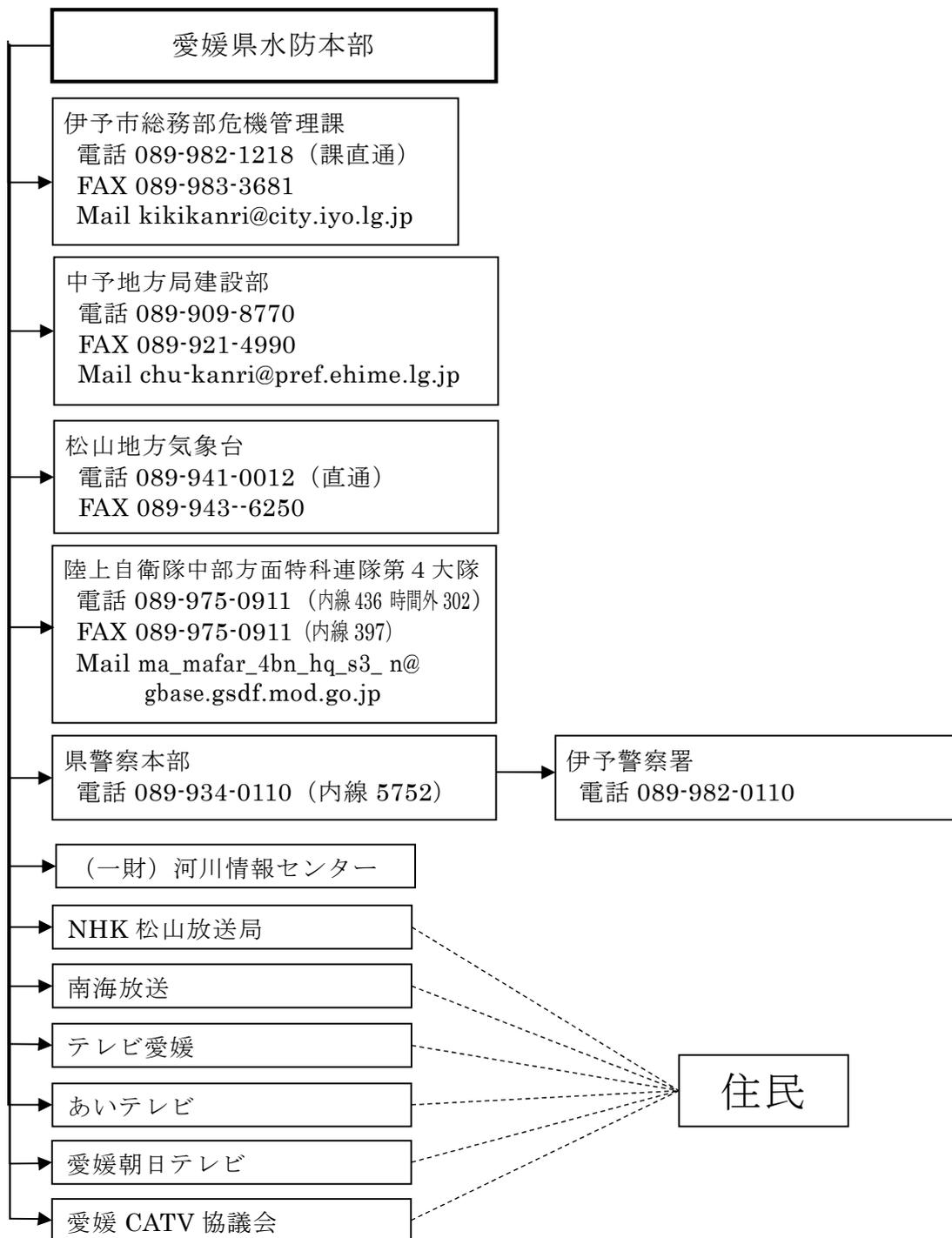
(1) 国土交通大臣の指定河川

国土交通省四国地方整備局松山河川国道事務所の行う
重信川の水防警報伝達系統図 (重信川：出合水位観測所)



(2) 知事の指定河川

大谷川の水防警報及び水位周知の伝達系統図
(下三谷水位観測所)



第4節 水位到達情報

1 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）及び避難判断水位の水位到達情報の通知及び周知を行う河川

水防法第13条の規定により国土交通大臣及び知事が指定した河川（以下「水位周知河川」という。）について、水位が氾濫危険水位（法第13条第1項及び第2項に規定されている洪水特別警戒水位）及び避難判断水位に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者等に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させるものとする。

2 知事が指定する水位周知河川

(1) 知事が指定する水位周知河川の区域

河川名	区 域	延長
大谷川	左岸 伊予市上三谷乙 38 番 3 地先から海(河口)まで	8,000m
	右岸 伊予市上三谷甲 4026 番地先から海(河口)まで	8,000m

(2) 知事が指定する水位周知河川の基準観測所

河川名	基準水位観測所	避難判断水位	氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)
大谷川	下三谷	1.40m	1.70m

(3) 水位情報の通知の基準

水位周知河川の基準観測所の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）及び避難判断水位に達したとき。

(4) 水位周知の伝達系統図

水位到達情報の伝達系統図は「大谷川の水防警報及び水位周知の伝達系統図」のとおり。

3 洪水浸水想定区域図の指定

公開 HP : <https://www.pref.ehime.jp/h40600/suibou/kouzui-sinsuisouteikuikizu-itiran.html>

河川名	計画規模	想定最大
大谷川	○	○

第5章 雨量、水位の測定

雨量及び水位の測定は、県水防計画に基づき、次の観測所の通報を受けるほか、必要に応じ、水防本部において測定を実施する。

第1節 管内雨量観測所

1 松山地方気象台関係

一般雨量観測所

河川名	観測所名	位置	観測システム
中山川	中山	中山町中山丑	アメダス

2 国土交通省大洲河川国道事務所関係

一般雨量観測所

河川名	観測所名	位置	雨量計種別
肱川(小田川)	中山	中山町出渕	テレメーター

3 愛媛県関係

特定雨量観測所

河川名	観測所名	位置	雨量計種別	観測者
大谷川	伊予	下吾川	テレメーター	中予地方局 建設部長

一般雨量観測所

河川名	観測所名	位置	雨量計種別	観測者
上灘川	双海	双海町上灘	テレメーター	中予地方局 建設部長
豊田川	池の窪東	双海町串	テレメーター	

4 JR四国

河川名	観測所名	位置	雨量計種別	観測者
古小川	伊予市	米湊	テレメーター	松山保線区長 (夜間等は施設指令)
肱川(中山川)	伊予中山	中山町中山	テレメーター	
引地川	伊予上灘	双海町上灘	テレメーター	

第2節 管内水位観測所

1 愛媛県関係

(1) 特定水位観測所

河川名	観測所名	位置	種別	水防団待機水位(m)	氾濫注意水位(m)
中山川	中山	中山町出湊	テレメーター	1.50	1.80
大谷川	下三谷	(松前町)	テレメーター	1.00	1.20

「愛媛県 河川・砂防情報システム」<http://kasensabo.pref.ehime.jp/dosha/>

(2) 危機管理型水位計

河川名	水位計名	位置
森川	光正寺橋	森
上灘川	1号橋	双海町上灘
豊田川	無名橋	双海町串

「川の水位情報」<https://k.river.go.jp>

(3) 河川監視カメラ

河川名	観測所名	位置	備考
大谷川	下三谷	下吾川	簡易型

「愛媛県 河川・砂防情報システム (河川カメラ情報)」
<http://www.pref.ehime.jp/kasen/Default.htm>

第6章 水門等の操作

第1節 水門等の操作及び通報

水門等の管理者は、常に当該施設が充分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

水門等の管理者は、気象警報・注意報等及び洪水予報・水防警報の通知を受けたとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水のおそれがあると認めるときは、的確な操作を行うものとする。

なお、河口部・海岸部の水門等の管理者は、津波警報が発表された場合には安全確保のため直接操作させないなど、操作員の安全確保を最優先にしたうえで、的確な操作を行うものとする。

第2節 操作の連絡

水門等の管理者は、水門等の操作を行ったときは放流等の情報を直ちに県中予地方局建設部及び水防管理団体に迅速に連絡するものとする。

第3節 連絡系統

各施設の連絡系統図に従って連絡し、やむを得ない理由により、この系統によりがたい場合はあらゆる手段を尽くして迅速確実に連絡する。

第7章 通信連絡

第1節 通信連絡の方法

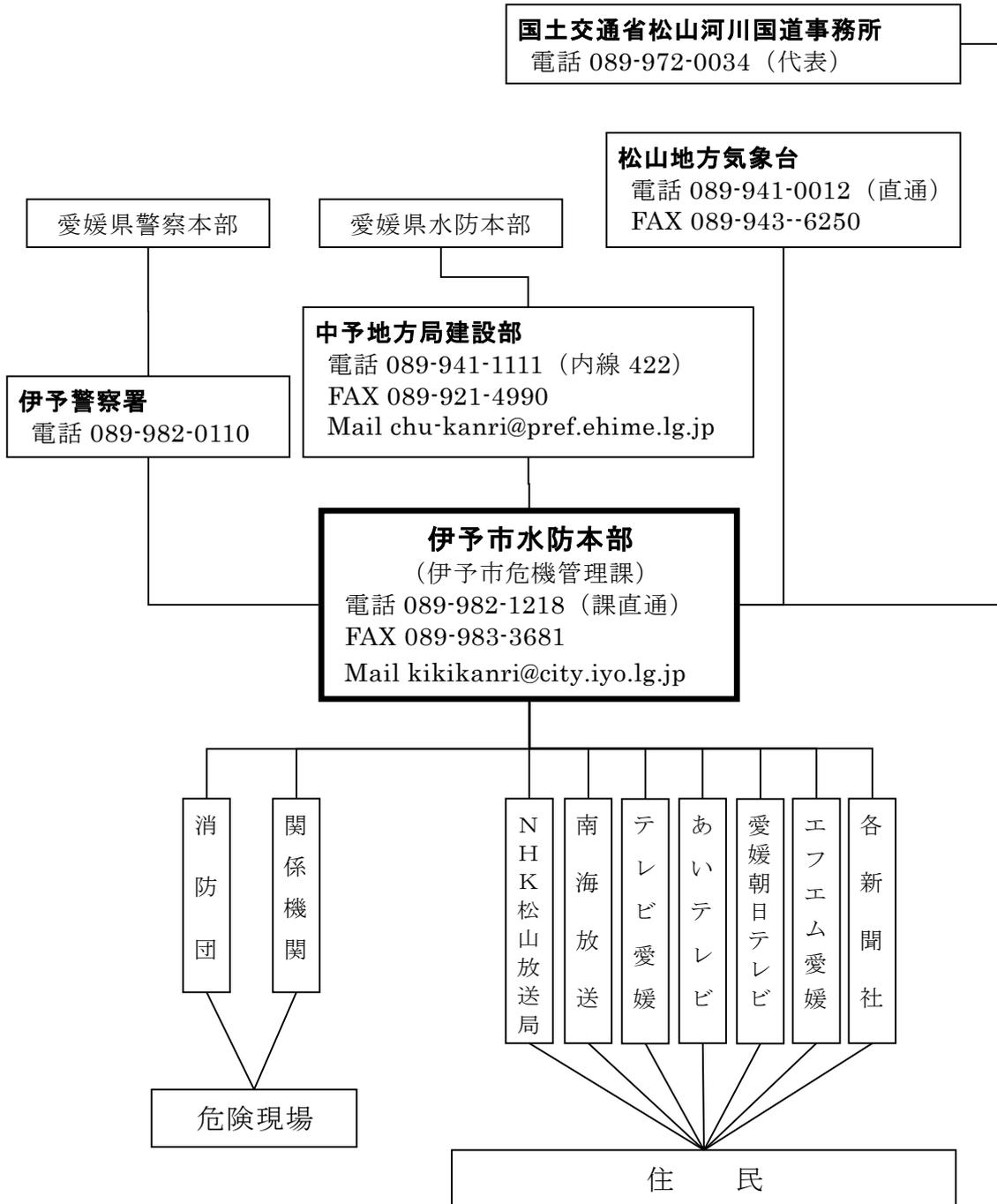
水防時における通信連絡は、有線電話、無線電話等を利用し、迅速かつ的確に行うものとする。

(1) 関係機関の窓口

機 関 名		電話番号	
国	国土交通省 四国地方整備局 松山河川国道事務所	河川管理課 工務第一課	972-0034 (代表)
			972-0270 (管理)
			972-0206 (工務)
県	愛媛県水防本部 (土木部河川港湾局河川課)		912-2672
	愛媛県中予地方局建設部管理課		941-1111 (内線 422) 943-4826 (直通)
市	伊予市水防本部 (危機管理課)		982-1111 (代表)
			982-1218 (課直通)

第2節 通信連絡系統図

水防通信の連絡系統は次のとおりとする。



※伊予市水防本部から各報道機関へは、原則、愛媛県災害情報システムから^(注)Lアラートへの公開により情報伝達する。

(注) 「Lアラート」とは、災害などの緊急事態における住民への情報配信を、マスコミ等を利用して迅速に行うためのネットワークシステム。

第8章 水防施設

第1節 水防倉庫及び水防資器材

(1) 市内の水防倉庫及び備蓄資器材は、次のとおりである。

【水防資器材備蓄状況 令和6年4月1日現在】

品名	所在地	本庁地区	中山地区	双海地区	合計
麻袋		0枚	0枚	200枚	200枚
土のう		520個	110個	0個	630個
土のう袋 (ビニール)		4,300枚	3,500枚	2,300枚	10,100枚
土のう袋 (UVブラック)		3,200枚	0枚	0枚	3,200枚
鋼杭		120本	0本	25本	145本
杭・丸太1m、1.5m		23本	79本	20本	122本
〃 2m		27本	0本	0本	27本
〃 4m		18本	0本	0本	18本
ロープ		4巻	0巻	0巻	4巻
PPロープ		5巻	0巻	0巻	5巻
クレモナロープ		1巻	0巻	0巻	1巻
トラロープ		1巻	0巻	0巻	1巻
鉄線		10kg	0kg	0kg	10kg
しの		11丁	0丁	4丁	15丁
クリッパー		2丁	0丁	2丁	4丁
ハンマー		16丁	1丁	3丁	20丁
掛矢		9丁	3丁	7丁	19丁
ツルハシ		5丁	0丁	12丁	17丁
スコップ		32丁	22丁	21丁	75丁
バール		20丁	0丁	4丁	24丁
斧		3丁	1丁	3丁	7丁
鎌		16丁	7丁	23丁	46丁

品名	所在地			
	本庁地区	中山地区	双海地区	合計
のこぎり 鋸	20丁	0丁	14丁	34丁
くわ 鋤	2丁	4丁	0丁	6丁
がんづめ 雁爪	0丁	17丁	11丁	28丁
じょれん 鋤簾	0丁	25丁	3丁	28丁
ビニールシート	11枚	26枚	34枚	71枚
バケツ	4個	0個	0個	4個
チェーンソー	0台	0台	0台	0台
はつでんき 発電機	1台	1台	0台	2台
コードリール	1個	0個	0個	1個
すいちゆう 水中ポンプ	3台	2台	1台	6台
いちりんしゃ 一輪車	5台	1台	0台	6台
ヘルメット	60個	0個	0個	60個
ながぐつ 長靴	48足	0足	0足	48足
ぐんて 軍手	320組	0組	0組	320組
かっぱ 合羽	20着	0着	0着	20着
もうふ 毛布	20枚	0枚	0枚	20枚

- (2) 水防管理者は、資材の確保のため重要水防箇所近在の竹、立木、木材等を調査するとともに、資材確保のため別途定める業者とあらかじめ協議しておき、緊急時調達しうる数量を確認して、その補給に備えなければならない。また備蓄器材が使用又は損傷により不足を生じた場合は、直ちに補充しておくものとする。
- (3) 水防管理者は、備蓄資器材では不足するような緊急事態に際して、国の応急復旧用資器材又は県の備蓄資器材を使用する場合には、国土交通省松山河川国道事務所長又は県中予地方局建設部長に電話にて承認を受けるものとする。

第9章 水防活動

第1節 水防配備

1 市の非常配備

市は、水防活動の利用に適合する予報及び警報等の発表があり洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間は非常配備により水防事務を処理するものとする。但し、津波の場合等、配備職員の安全確保を図らなくてはならない。

態勢区分	条件 (以下のいずれか)	概要	基本の参集範囲
初動態勢	1 警報が発表されたとき。 2 その他本部長が必要と認めたとき。	情報収集・連絡、住民広報の検討及び実施のための人員	部長、副部長、部長付本部連絡員、支部長、副班長以上及び部長又は支部長が指名する職員とする。 ただし、機材調達・交渉班、被害認定調査班、経理班、救護・衛生班、食料班、輸送対策班、環境班、上下水道班、学校教育班及び社会教育班の班長を除く。

態勢区分	条件 (以下のいずれか)	概要	基本の参集範囲
災害警戒態勢	1 警報が発表され、災害が発生又は発生するおそれがあるときで、災害応急対策の必要があるとき。 2 その他本部長が必要と認めたとき。	予見される災害応急対策を実施するための人員	課長補佐級以上及び部長又は支部長が指名する職員とする。 ただし、総務班、機材調達・交渉班、避難班、食料班、土木班、農林水産班、輸送対策班、都市整備班、環境班、上下水道班、中山支部及び双海支部の係長、及び救護・衛生班の係長級保健師を含む。
災害対策態勢	1 警報が発表され、市全域にわたり大規模な災害が発生又は発生するおそれがあるときで、災害応急対策の必要があるとき。 2 その他本部長が必要と認めたとき。	広範囲にわたる災害応急対策を実施するための人員	主査以上及び部長又は支部長が指名する職員とする。 ただし、主任級公民館主事を含み、主査級保育士及び主査級幼稚園教諭を除く。

2 消防（水防）団の非常配備

(1) 消防（水防）団の非常配備

水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、内水、その他水防上必要があると認められるときは、消防（水防）団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせるものとする。その基準はおおむね次のとおりとする。

配備区分	配備基準	配備体制
待 機	水防に関係のある気象の予報、注意報及び警報が発表されたとき。	消防（水防）団の連絡員を本部に詰めさせ、団長は、その後の情勢を把握することに努め、また、一般団員は、直ちに次の段階に入り得るような状態におく。
準 備	1 河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達してなお上昇の恐れがあり、かつ出動の必要が予測される時。 2 気象状況等により高潮及び津波の危険が予知される時。	消防団（水防団）の団長及び分団長は、所定の詰所に集合し、資器材及び器具の整備点検、作業員の配備計画に当り水こう門、ひ門及びため池等の水防上重要な工作物のある箇所への団員の派遣、堤防巡視等のため、一部団員を出動させる。
出 動	1 河川の水位がなお上昇し、出動の必要を認める時。 2 潮位が満潮位に達し、なお上昇の恐れがある時。	消防団（水防団）の全員が所定の詰所に集合し警戒配備につく。
解 除	水防本部長又は水防管理者から解除の指令をしたとき。	

(2) 消防（水防）団 分団の水防受持ち区域

消防（水防）団の各分団の受持ち区域を次のとおり定める。ただし、消防団（水防団）長は必要に応じ受持ち区域を変更し、他の分団の水防作業を応援させることができるものとする。なお、女性水防団員については、水防団長の指示を受けて後方支援にあたるものとする。

消防（水防）団各分団の水防受持ち区域

区分	団員数 (人)	水防受持区域
本団	28 (23)	—
第1分団	87	鶉崎、両沢、上唐川、下唐川、大平、平岡
第2分団	88	三秋、中村、森、本郡、尾崎、三島町、市場、稲荷
第3分団	116	米湊、上吾川、下吾川、灘町、湊町
第4分団	117	下三谷、上三谷、上野、宮下、八倉
第5分団	63	上長沢、下長沢、長沢団地、高岡、泉町1.2.3.4、福元、添賀、柚之木、平村、重藤、永木、福住、梅原
第6分団	65	豊岡1.2、東町、門前、坪井、小池、栃谷、漆、日南登、福岡、平沢、大矢、野中、影之浦、栗田
第7分団	48	榎峠、竹ノ内、日浦、影浦、障子ヶ谷、坪之内、村中、赤海、犬寄、山口、中替地、柿谷、安別当、梅之木、源氏
第8分団	60	灘町、城ノ下、両谷、小網、高野川
第9分団	60	久保、三島、岡、日尾野、粒野、東峰、犬寄、大栄、奥大栄、高見、本郷、塩屋、唐崎
第10分団	93	上浜、下浜、本谷、石久保、富岡、奥東、奥西、閨住、日喰、満野、松尾、壺神、本村、池ノ久保、富貴

第2節 巡視及び警戒

1 平常時

水防管理者、消防（水防）団長又は消防機関の長（以下この章において「水防管理者等」という。）は、随時区域内の河川、海岸及び堤防・津波防護施設等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸及び堤防・津波防護施設等の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求めるものとする。

上記に係る通知を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に通知するものとする。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に通知するものとする。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後、高潮や津波終息後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、必要に応じて河川、海岸等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。この際、消防（水防）団にも協力を得ることが望ましい。

2 出水時

(1) 洪水

水防管理者等は、県から非常配備体制が指令されたときは、河川、海岸等の監視及び警戒をさらに厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として巡視するものとする。また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに県中予地方局建設部長及び河川等の管理者に報告するとともに水防作業を実施するものとする。

- ア 堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇
- イ 堤防の上端の亀裂又は沈下
- ウ 川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- エ 居住地側堤防斜面の漏水または飽水による亀裂又は欠け崩れ
- オ 排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- カ 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

(2) 高潮

水防管理者等は、県から非常配備体制が指令されたときは、高潮襲来までの時間的余裕を十分考慮して海岸等の監視及び警戒をさらに厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として巡視するものとする。また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに県中予地方局建設

部長及び河川、海岸等の管理者に報告するとともに、自身の安全及び避難を優先して水防作業を実施するものとする。

- ア 堤防から水があふれるおそれのある箇所の高位の上昇
- イ 堤防の上端の亀裂又は沈下
- ウ 海岸又は川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- エ 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- オ 排・取水門及び閘門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- カ 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

第3節 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。

その際、消防（水防）団員は、自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して、消防（水防）団員が自身の安全を確保できないと判断したときには、自身の避難を優先する。

第4節 警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、消防（水防）団長、消防（水防）団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

また、消防（水防）団長、消防（水防）団員又は消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、消防（水防）団長、消防（水防）団員又は消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

第5節 避難のための立退き

災害による避難のための立退きの指示、勧告等次に定めるもののほかは「伊予市地域防災計画」の定めるところによる。

- (1) 洪水、内水、津波又は高潮により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。この場合、伊予警察署長にその旨を通知するものとする。

- (2) 水防管理者は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を県中予地方局建設部長に速やかに報告するものとする。

第6節 決壊・越水等の通報及びその後の措置

1 決壊等の通報

水防に際し、堤防その他の施設が決壊したとき、若しくは越水・溢水又は異常な漏水が発生したときは、水防管理者、消防（水防）団長、消防機関の長又は施設等の管理者は直ちに一般住民、関係機関及び隣接市町に通報するものとする。

2 決壊・越水後の措置

堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、消防（水防）団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

第7節 水防配備の解除

1 水防管理団体の非常配備の解除

水防管理者は、水位が氾濫注意水位（警戒水位）以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、津波又は高潮のおそれなくなったとき、かつ水防警報が解除されたとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めるときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。

なお、配備を解除したときは、県中予地方局建設部を通じ水防本部に報告するものとする。

2 消防（水防）団の非常配備の解除

消防（水防）団の非常配備の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防本部長又は水防管理者が配備解除の指令をしたときとする。それまでは、消防（水防）団員は自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。

解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。また、使用した資器材は、手入れして所定の位置に設備する。

第8節 水防信号

水防信号は、愛媛県水防信号規則(昭和25年規則第57号)の規定に基づいて次により行うものとする。

信号の種類	発するとき	措置事項
第1信号	河川等の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に達したとき。	一般市民に周知するとともに、必要な消防機関に属する者を招集し、河川の警戒に当たる。
第2信号	消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるとき。	消防機関に属する者を招集するとともに、水防活動に必要な資材を現場に輸送する。
第3信号	市内に居住する者が出動すべきことを知らせるとき。	消防機関に属する者のほか、必要により一般市民の出動を求める。
第4信号	必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるとき。	伊予警察署に通報するとともに、一般市民を避難場所に誘導する。

(注) 水防信号

方法 区分	警鐘信号	サイレン信号			
第1信号	○休止 ○休止 ○休止	約5秒	約15秒	約5秒	約15秒
		○ー	休止	○ー	休止
第2信号	○ー○ー○ ○ー○ー○ ○ー○ー○	約5秒	約6秒	約5秒	約6秒
		○ー	休止	○ー	休止
第3信号	○ー○ー○ー○ ○ー○ー○ー○ ○ー○ー○ー○	約10秒	約5秒	約10秒	約5秒
		○ー	休止	○ー	休止
第4信号	乱打	約1分	約5秒	約1分	約5秒
		○ー	休止	○ー	休止

- 備考 1 信号は、適宜の時間継続すること。
 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げない。
 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

(注) 地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波の場合は、上記に準じて水防信号を発する。また、愛媛県水防信号規則によるもののほか、必要に応じ防災行政無線を活用する。

第10章 協力及び応援

第1節 他の水防管理団体の応援

1 河川管理者愛媛県知事の協力事項

河川管理者愛媛県知事は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。なお、洪水、津波又は高潮により河川管理施設の被害が予想される場合は、水防管理団体と共に河川管理者がその被害を防止する措置を講じる。

- ① 河川に関する情報の提供
- ② 重要水防箇所の合同点検の実施
- ③ 水防管理団体が行う水防訓練等における水防指導者への技術的支援
- ④ 水防管理団体の水防資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の水防資器材の貸与かつ河川管理施設の予防又は復旧に必要な資材の提供
- ⑤ 水防活動状況の写真等の記録及び広報

2 河川管理者四国地方整備局長の協力事項

河川管理者四国地方整備局長は、自らが管理する重信川水系及び肱川水系において、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- ① 河川に関する情報の提供
- ② 重要水防箇所の合同点検の実施
- ③ 水防管理団体が行う水防訓練等における水防指導者への技術的支援
- ④ 水防管理団体の水防資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の水防資器材の貸与かつ河川管理施設の予防又は復旧に必要な資材の提供
- ⑤ 洪水、津波又は高潮により甚大な災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、伊予市と四国地方整備局間の水防活動に関する災害情報の共有を行うための伊予市への職員の派遣（リエゾン派遣）
- ⑥ 水防活動状況の写真等の記録及び広報

3 応援要請

水防管理者は、法第23条の規定に基づき、水防のため緊急の必要があるときは、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対し、次の事項を示して応援を求めることができる。その場合、応援を要請した場合は、県中予地方局建設部長へその旨を報告しなければならない。

- ① 被害の状況
- ② 応援を要する人員、車両、機械器具等の数量
- ③ 応援を要する場所及び応援隊到着場所、日時
- ④ その他必要事項

第2節 警察官の援助要求

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、伊予警察署長に対して、警察官の出動を求めるものとする。

その方法等については、あらかじめ次の事項について伊予警察署長と協議しておくものとする。

- ① 水防用電話、無線が不通になったときの警察電話、無線使用について
- ② 法第22条に規定する警察官の援助要求について
- ③ 法第29条に規定する退避について
- ④ 一般被害、土木災害の情報交換について
- ⑤ 災害時における水防活動車両の運行に関する協力要請について
- ⑥ その他水防について

第3節 自衛隊の派遣要請

水防管理者は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、愛媛県地域防災計画に定めるところにより、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求するものとする。派遣要請の要求に当たっては次の事項を明らかにするものとする。

- ① 災害の状況及び派遣要請を要求する事由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ 派遣部隊が展開できる場所
- ⑤ 派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項

第4節 居住者の応援

水防管理者、消防機関の長は、水防のため必要があるときは、その区域内に居住する者、又は水防の現場にある者に水防活動への協力を求めるものとする。

第5節 大規模氾濫に関する減災対策協議会

大規模氾濫に関する減災対策協議会は、水害を防止し、又は軽減するために、

水防に関する連絡及び調整の円滑を図るとともに、激甚化・頻発化する水災害に対して、あらゆる関係者が一体となって治水対策に取り組む「流域治水」により、大規模氾濫等に備えた防災・減災対策を推進し、もって公共の安全に寄与することを目的とする。

水防管理者は、国、県、消防機関、警察署、その他水防関係機関で組織する大規模氾濫に関する減災対策協議会に参画し、下記の事項について協議し、情報共有を図るものとする。

- ① 水災による被害の軽減に資する取組について
- ② 水位情報等の連絡について
- ③ 危険防止対策について
- ④ 水防資器材の補充応援について
- ⑤ 避難対策について
- ⑥ 水門、樋門の管理、操作について
- ⑦ 流域治水について
- ⑧ 他水防に関する事項

第11章 費用負担と公用負担

第1節 費用負担

本市の水防に要する費用は、法第41条により本市が負担するものとする。

ただし、他の水防管理団体に対する応援のために要する費用の額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体との協議によって定める。

また、水防管理団体の水防によって、当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市町村が著しく利益を受けるときは、当該水防に要した費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

ただし、その費用の額及び負担の方法は、両者の協議によって定める。

第2節 公用負担

1 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者又は消防機関の長は水防の現場において次の権限を行使することができる。

- ① 必要な土地の一時使用
- ② 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- ③ 車両その他の運搬用機器の使用
- ④ 工作物その他の障害物の処分

2 公用負担権限委任証

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者又は消防機関の長にあっては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者は、以下の公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

公用負担権限委任証	
〇〇〇消防団	〇〇部長
氏	名
上記の者に	
区域における水防法第28条第1項の権限を委任	
したことを証明する。	
年	月 日
伊予市水防管理者	
伊予市長	
印	

3 公用負担命令書

公用負担を命ずる権限を行使する者は、以下の公用負担命令書を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

公用負担命令書			
第	号		
種	類	員	数
使	用	収	用
		処	分
		年	月
			日
			伊予市水防管理者
			伊予市長
			事務取扱者
			様
			印
			印

4 損失補償

本市は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第12章 水防活動報告

第1節 消防（水防）団 分団長の水防活動実施報告

各分団長は、水防活動を実施したときは、別記様式1により、水防活動終了後2日以内に水防本部長に報告しなければならない。

※〔別記様式1〕水防活動実施報告書

第2節 水防管理者の水防活動実施報告

水防管理者は、水防活動を実施したときは、別記様式2及び別記様式3により実施状況を取りまとめ、活動実施の翌月の5日までに県中予地方局建設部長に提出しなければならない。

※〔別記様式2〕年 月分水防活動実施報告書

※〔別記様式3〕

[別記様式1]

水防活動実施報告書									
年 月 日									
作成責任者									
出水の概況	川 氾濫注意水位 m								
	雨 量 mm								
水防実施箇所	川 左 岸				地 先			m	
	右 岸				地 先			m	
日 時	自 月 日 時			至 月 日 時					
出 動 人 員	消防団員		消防吏員		その他		合 計		
	人		人		人		人		
水防作業の概況及び工法	箇所 m								
	工 法								
水防の結果		堤防	田	畑	家	鉄道	道路	人口	その他
	効果	m	m ²	m ²	戸	m	m	人	
	被害	m	m ²	m ²	戸	m	m	人	
使用資器材	土のう袋			居住者の					
	丸太くい			出動状況					
	鉄線			水防関係					
	ビニールひも			者の死傷					
	ビニールシート			雨量水位					
	その他			の状況					
水防活動に関する自己評価									
備 考									
(注) 水防を行った箇所ごとに作成すること。									

[別記様式 2]

年 月分水防活動実施報告書									
年 月 日									
水防管理団体名									
出水の概況	川 氾濫注意水位 m								
	雨 量 mm								
水防実施箇所	川 左 岸 地 先 m								
	右 岸 地 先 m								
日時	自 月 日 時 至 月 日 時								
出 動 人 員	消防団員		消防吏員		その他		合 計		
	人		人		人		人		
水防作業の概況及び工法	箇所 m								
	工 法								
水防の結果		堤防	田	畑	家	鉄道	道路	人口	その他
	効果	m	m ²	m ²	戸	m	m	人	
	被害	m	m ²	m ²	戸	m	m	人	
使用資器材	土のう袋			居住者の					
	丸太くい			出動状況					
	鉄線			水防関係					
	ビニールひも			者の死傷					
	ビニールシート			雨量水位					
	その他			の状況					
備 考									
(注) 水防を行った箇所ごとに作成すること。									

[別記様式3] (記載例)

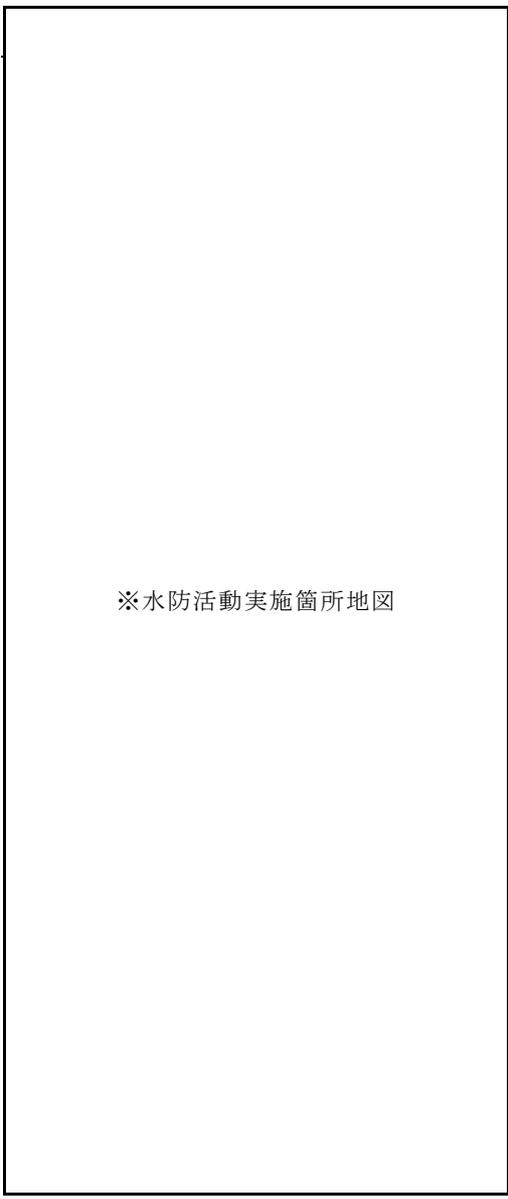
○年台風○号における水防活動
(○○県○○市消防団・○年○月○日～○日)

●概要
○○市消防団は、○年○月○日、台風○号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ○部隊○名が出動。市内では1時間雨量100mmを超える豪雨により河川が増水。各地で越水による床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや住民の避難誘導、人命救助を行い、人的被害の軽減のため活動した。

活動時間	出動延人数	主な活動内容
○/○から ○/○まで 約12時間	○名	土のう積 (300袋)
		避難誘導 (20世帯)
		排水作業 (3件)

※水防活動又は被害状況 写真	※水防活動又は被害状況 写真
○○川左岸 (○○地先) 堤防巡視	○○川左岸 (○○地先) 積み土のう工

※水防活動又は被害状況 写真	※水防活動又は被害状況 写真
○○川右岸 (○○地先) 月の輸工	○○地区の浸水状況



第13章 水防訓練

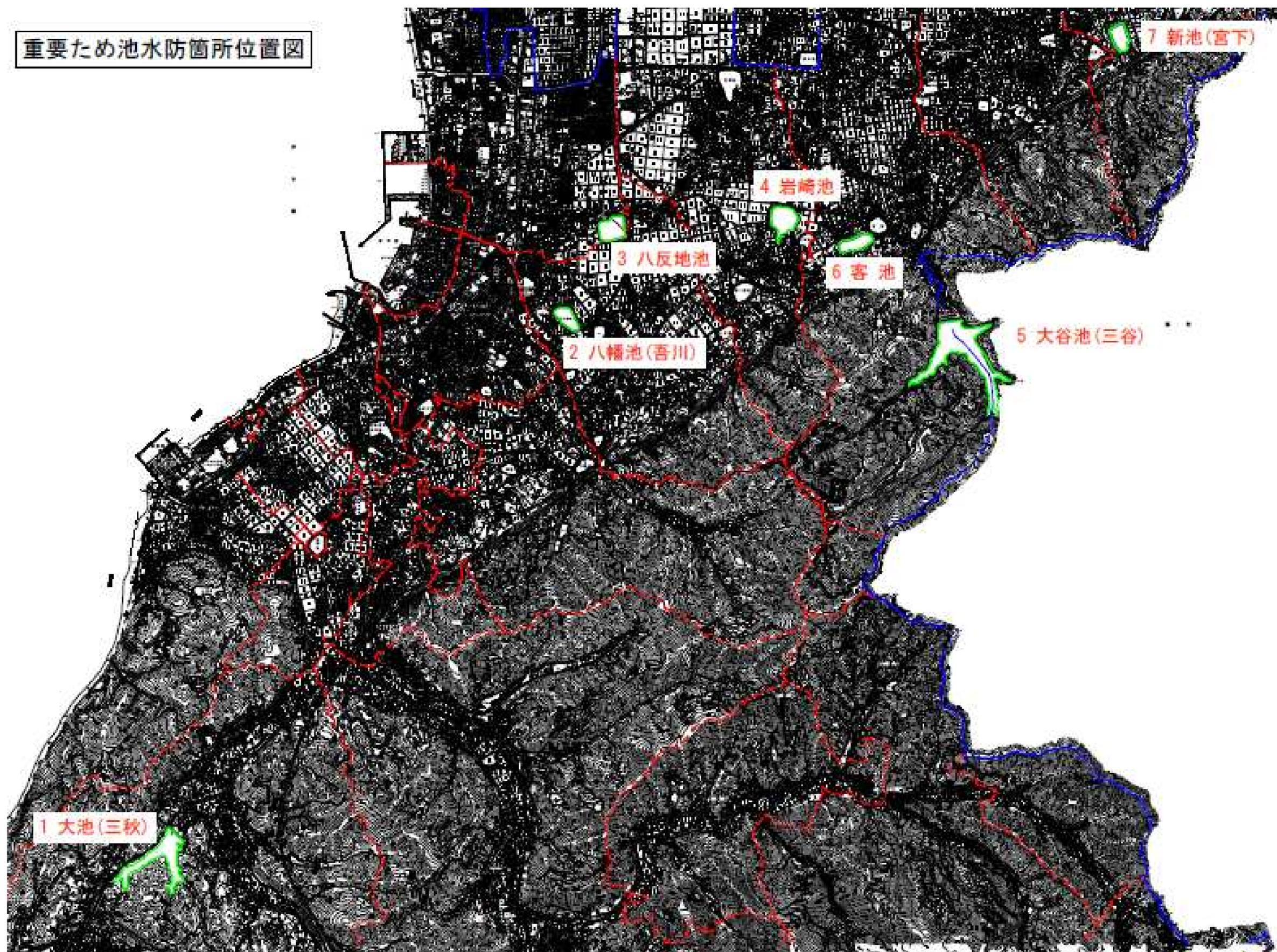
第1節 水防訓練の実施要領

水防訓練は、次の項目について実施し、できる限り一般住民の参加を求め、水防思想の高揚に努めるものとする。

- ① 観測（水位・潮位・雨量・風速）
- ② 通報（消防団員の動員・居住者の応援）
- ③ 輸送（資材・器材・人員）
- ④ 工法（各水防工法）
- ⑤ 避難、立退き（危険区域居住者の避難）

第2節 水防訓練の実施時期

水防訓練の実施は、最も効果のある時期を選び、毎年1回以上、単独又は関係団体との連合あるいは合同で実施するものとする。



資料 水防法 （昭和24年6月4日法律第193号）

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「雨水出水」とは、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる出水をいう。

2 この法律において「水防管理団体」とは、次条の規定により水防の責任を有する市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合（以下「水防事務組合」という。）若しくは水害予防組合をいう。

3 この法律において「水防管理者」とは、水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。

4 この法律において「消防機関」とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関をいう。

5 この法律において「消防機関の長」とは、消防本部を置く市町村にあっては消防長を、消防本部を置かない市町村にあっては消防団の長をいう。

6 この法律において「水防計画」とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘門の操作、水防のための水防団、消防機関及び水防協力団体（第36条第1項の規定により指定された水防協力団体をいう。以下第4章までにおいて同じ。）の活動、一の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援、水防のための活動に必要な河川管理者（河川法（昭和39年法律第167号）第7条（同法第100条第1項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。第7条第3項において同じ。）及び同法第9条第2項又は第5項の規定により都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長が河川法第9条第2項に規定する指定区間内の一級河川（同法第4条第1項に規定する一級河川をいう。以下同じ。）の管理の一部を行う場合における当該都道府県知事又は当該指定都市の長並びに下水道管理者（下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項に規定する公共下水道管理者、同法第25条の23第1項に規定する流域下水道管理者及び同法第27条第1項に規定する都市下水路管理者をいう。第7条第4項において同じ。）の協力並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関

する計画をいう。

7 この法律において「量水標等」とは、量水標、験潮儀その他の水位観測施設をいう。

8 この法律において「水防警報」とは、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

第二章 水防組織

(市町村の水防責任)

第3条 市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。

(水防事務組合の設立)

第3条の2 地形の状況により、市町村が単独で前条の責任を果たすことが著しく困難又は不相当であると認められる場合においては、関係市町村は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による被害の共通性を勘案して、共同して水防を行う区域を定め、水防事務組合を設けなければならない。

(水害予防組合の区域を水防を行う区域とする水防事務組合が設けられる場合の特別措置)

第3条の3 水害予防組合法（明治41年法律第50号）第15条第1項の規定により都道府県知事が水害予防組合を廃止しようとする場合において、当該水害予防組合の区域の全部又は一部について、当該水害予防組合に代るべき水防管理団体として引き続き水防事務組合が設けられるときは、都道府県知事は、同条第3項の規定にかかわらず、当該水害予防組合が、その有する財産及び負債のうち水防の用に供せられ、又は供せられる予定となっている財産及びこれらの財産に係る負債以外の財産及び負債の処分を完了したときは、当該水害予防組合を廃止することができる。

2 前項の規定により廃止される水害予防組合は、その廃止の日において有する水防の用に供せられ、又は供せられる予定となっている財産を、当該水害予防組合の区域の全部を水防を行う区域とする一の水防事務組合が設けられる場合においては、当該水防事務組合に、当該水害予防組合の区域について二以上の水防事務組合が設けられる場合又は当該水害予防組合の区域の一部が市町村の水防を行うべき区域となる場合においては、当該水害予防組合と関係水防事務組合又は市町村との協議に基き、関係水防事務組合又は市町村に無償譲渡し、当該水防事務組合又は市町村は、それぞれ、その譲渡される財産に係る負債を引き受けなければならない。この場合においては、当該水害予防組合は、当該財産の譲渡及び負債の引継のために必要な範囲内において、当該財産の譲渡及び負債の引継を完了するまで、なお存続するものとみなす。

(水防事務組合の議会の議員の選挙)

第3条の4 水防事務組合の議会の議員は、組合規約で定めるところにより、関係市町村の議会において、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるもののうちから選挙するものとする。ただし、数市町村にわたる水防上の特別の利害を調整する必要があると認められるときは、組合規約で定めるところにより、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるものにつき当該市町村の長が推薦した者のうちから選挙することができる。この場合において、市町村の長が推薦した者のうちから選挙される議員の数は、当該市町村の議会において選挙される議員の数の二分の一をこえてはならない。

2 前項の規定により関係市町村の議会において選挙される議員の数は、水防事務組合の行う事業による受益の割合及び防護すべき施設の延長の割合を勘案して定めるものとする。

(水防事務組合の経費の分賦)

第3条の5 水防事務組合の経費の関係市町村に対する分賦は、前条第2項に規定する割合を勘案して定めるものとする。

(都道府県の水防責任)

第3条の6 都道府県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。

(指定水防管理団体)

第4条 都道府県知事は、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定することができる。

(水防の機関)

第5条 水防管理団体は、水防事務を処理するため、水防団を置くことができる。

2 前条の規定により指定された水防管理団体(以下「指定管理団体」という。)は、その区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合においては、水防団を置かなければならない。

3 水防団及び消防機関は、水防に関しては水防管理者の所轄の下に行動する。

(水防団)

第6条 水防団は、水防団長及び水防団員をもって組織する。

2 水防団の設置、区域及び組織並びに水防団長及び水防団員の定員、任免、給与及び服務に関する事項は、市町村又は水防事務組合にあっては条例で、水害予防組合にあっては組合会の議決で定める。

(公務災害補償)

第6条の2 水防団長又は水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は公務による負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、

政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあっては条例で、水害予防組合にあっては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

- 2 前項の場合においては、水防管理団体は、当該水防団長若しくは水防団員又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならない。

(退職報償金)

第6条の3 水防団長又は水防団員で非常勤のものが退職した場合には、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、市町村又は水防事務組合にあっては条例で、水害予防組合にあっては組合会の議決で定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給することができる。

(都道府県の水防計画)

第7条 都道府県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、当該都道府県の水防計画を定め、及び毎年当該都道府県の水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

- 2 都道府県の水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。
- 3 都道府県知事は、当該都道府県の水防計画に河川管理者（河川法第9条第2項又は第5項の規定により都道府県知事又は地方自治法第252条の19第1項の指定都市の長が河川法第9条第2項に規定する指定区間内の一級河川の管理の一部を行う場合にあっては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長。以下同じ。）による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防管理団体が行う水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得なければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県知事が、当該都道府県の水防計画に水防管理団体が行う水防のための活動に下水道管理者の協力が必要な事項を記載しようとする場合について準用する。
- 5 都道府県知事は、第1項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県水防協議会（次条第1項に規定する都道府県水防協議会をいい、これを設置しない都道府県にあっては、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第14条第1項に規定する都道府県防災会議とする。）に諮らなければならない。
- 6 二以上の都府県に係る水防事務については、関係都府県知事は、あらかじめ協定して当該都府県の水防計画を定め、国土交通大臣及び消防庁長官に報告しなければならない。報告した水防計画の変更についても、同様とす

る。

7 都道府県知事は、第1項又は前項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるものとする。

(都道府県水防協議会)

第8条 都道府県の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、都道府県に都道府県水防協議会を置くことができる。

2 都道府県水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。

3 都道府県水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。

4 会長は、都道府県知事をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから都道府県知事が命じ、又は委嘱する。

5 前各項に定めるものの外、都道府県水防協議会に関し必要な事項は、当該都道府県条例で定める。

第三章 水防活動

(河川等の巡視)

第9条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、随時区域内の河川、海岸堤防、津波防護施設(津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第2条第10項に規定する津波防護施設をいう。以下この条において同じ。)等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防、津波防護施設等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

(国の機関が行う洪水予報等)

第10条 気象庁長官は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関(以下「報道機関」という。)の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 国土交通大臣は、二以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

3 都道府県知事は、前2項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者(量水標等の管理者をいう。以下同じ。)に、その受けた通知に係る事項(量水標管理者にあ

っては、洪水又は高潮に係る事項に限る。)を通知しなければならない。

(都道府県知事が行う洪水予報)

第11条 都道府県知事は、前条第2項の規定により国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、気象庁長官に協議するものとする。

(情報の提供の求め等)

第11条の2 都道府県知事は、前条第1項の規定による通知及び周知を行うため必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、当該通知及び周知に係る河川の水位又は流量に関する情報であって、第10条第2項の規定により国土交通大臣が指定した河川について国土交通大臣が洪水のおそれを予測する過程で取得したものの提供を求めることができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による求めがあったときは、同項に規定する情報を当該都道府県知事及び気象庁長官に提供するものとする。

3 前項の規定による情報の提供については、気象業務法(昭和27年法律第165号)第17条及び第23条の規定は、適用しない。

(水位の通報及び公表)

第12条 都道府県の水防計画で定める水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は第10条第3項若しくは第11条第1項の規定による通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が都道府県知事の定める通報水位を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。

2 都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、量水標等の示す水位が警戒水位(前項の通報水位を超える水位であって洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう。以下同じ。)を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、公表しなければならない。

(国土交通大臣又は都道府県知事が行う洪水に係る水位情報の通知及び周知)

第13条 国土交通大臣は、第10条第2項の規定により指定した河川以外の河川のうち、河川法第9条第2項に規定する指定区間外の一級河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位(警戒水位を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。次項において同じ。)を定め、当該河川

の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 都道府県知事は、第10条第2項又は第11条第1項の規定により国土交通大臣又は自らが指定した河川以外の河川のうち、河川法第9条第2項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第5条第1項に規定する二級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- 3 都道府県知事は、第1項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

(都道府県知事又は市町村長が行う雨水出水に係る水位情報の通知及び周知)

第13条の2 都道府県知事は、当該都道府県が管理する公共下水道等(下水道法第2条第3号に規定する公共下水道、同条第4号に規定する流域下水道又は同条第5号に規定する都市下水路をいう。以下この条及び第14条の2において同じ。)の排水施設等(排水施設又はこれを補完するポンプ施設若しくは貯留施設をいう。以下この条において同じ。)で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位(雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位(公共下水道等の排水施設等の底面から水面までの高さをいう。以下この条において同じ。)をいう。次項において同じ。)を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 市町村長は、当該市町村が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該市町村の存する都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(都道府県知事が行う高潮に係る水位情報の通知及び周知)

第13条の3 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する海岸で高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、高潮特別警戒水位(警戒水位を超える水位であって高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。)を定め、当該海岸の水位がこれに達したときは、

その旨を当該海岸の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(関係市町村長への通知)

第13条の4 第10条第2項若しくは第13条第1項の規定により通知をした国土交通大臣又は第11条第1項、第13条第2項、第13条の2第1項若しくは前条の規定により通知をした都道府県知事は、災害対策基本法第60条第1項の規定による避難のための立退きの勧告若しくは指示又は同条第3項の規定による屋内での待避等の安全確保措置の指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知しなければならない。

(洪水浸水想定区域)

第14条 国土交通大臣は、次に掲げる河川について、都道府県知事は、第11条第1項又は第13条第2項の規定により指定した河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨（想定し得る最大規模の降雨であって国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう。以下同じ。）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

- (1) 第10条第2項又は第13条第1項の規定により指定した河川
- (2) 特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第3条第1項の規定により指定した河川
- (3) 前2号に掲げるもののほか、河川法第9条第2項に規定する指定区間外の一級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの

2 都道府県知事は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

- (1) 第11条第1項又は第13条第2項の規定により指定した河川
- (2) 特定都市河川浸水被害対策法第3条第4項から第6項までの規定により指定した河川
- (3) 前2号に掲げるもののほか、河川法第9条第2項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第5条第1項に規定する二級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの

3 前2項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

- 4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第1項又は第2項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 5 前2項の規定は、第1項又は第2項の規定による指定の変更について準用する。

(雨水出水浸水想定区域)

第14条の2 都道府県知事は、当該都道府県が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該排水施設（第1号に掲げる排水施設にあつては、第13条の2第1項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

- (1) 第13条の2第1項の規定による指定に係る排水施設
- (2) 下水道法第25条の2に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設
- (3) 特定都市河川浸水被害対策法第3条第3項の規定により指定され、又は同条第4項、同条第5項において準用する同条第3項若しくは同条第6項の規定により指定した特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設

(4) 前3号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設

2 市町村長は、当該市町村が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該排水施設（第1号に掲げる排水施設にあつては、第13条の2第2項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

- (1) 第13条の2第1項の規定による指定に係る排水施設
- (2) 下水道法第25条の2に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設
- (3) 特定都市河川浸水被害対策法第3条第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）及び第4項から第6項までの規定により指定された特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設

(4) 前3号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設

3 前2項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

4 都道府県知事又は市町村長は、第1項又は第2項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、都道府県知事にあつては、関係市町村の長に通知しなければならない。

5 前2項の規定は、第1項又は第2項の規定による指定の変更について準用する。

(高潮浸水想定区域)

第14条の3 都道府県知事は、次に掲げる海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定し得る最大規模の高潮であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものにより当該海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定するものとする。

(1) 第13条の3の規定により指定した海岸

(2) 前号に掲げるもののほか、当該都道府県の区域内に存する海岸のうち高潮による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの

2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

3 都道府県知事は、第1項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。

4 前2項の規定は、第1項の規定による指定の変更について準用する。

(浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置)

第15条 市町村防災会議（災害対策基本法第16条第1項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、第14条第1項若しくは第2項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第14条の2第1項若しくは第2項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第1項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第42条第1項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第4号ハに掲げる施設について同

号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があった場合に限る。

(1) 洪水予報等(第10条第1項若しくは第2項又は第11条第1項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官又は都道府県知事及び気象庁長官が行う予報、第13条第1項若しくは第2項、第13条の2又は第13条の3の規定により国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長が通知し又は周知する情報その他人的災害を生ずるおそれがある洪水、雨水出水又は高潮に関する情報をいう。次項において同じ。)の伝達方法

(2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

(3) 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

(4) 浸水想定区域(洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第3項において同じ。)内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

イ 地下街等(地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設(地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。)をいう。次条において同じ。)でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時(以下「洪水時等」という。)の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

ロ 要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第15条の3において同じ。)でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

ハ 大規模な工場その他の施設(イ又はロに掲げるものを除く。)であって国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの(第15条の4において「大規模工場等」という。)でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

(5) その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第4号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

- (1) 前項第4号イに掲げる施設(地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。) 当該施設の所有者又は管理者及び次条第9項に規定する自衛水防組織の構成員
 - (2) 前項第4号ロに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者(第15条の3第7項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員)
 - (3) 前項第4号ハに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者(第15条の4第1項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員)
- 3 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第1項各号に掲げる事項を住民、滞在者その他の者(第15条の11において「住民等」という。)に周知させるため、これらの事項(次の各号に掲げる区域をその区域に含む市町村にあっては、それぞれ当該各号に定める事項を含む。)を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。
- (1) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の土砂災害警戒区域 同法第8条第3項に規定する事項
 - (2) 津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項の津波災害警戒区域 同法第55条に規定する事項
- (地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等)
- 第15条の2 前条第1項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。
- 2 前項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成しようとする場合において、当該地下街等と連続する施設であってその配置その他の状況に照らし当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのあるものがあるときは、あらかじめ、当該施設の所有者又は管理者の意見を聴くよう努めるものとする。
 - 3 第1項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。
 - 4 前2項の規定は、第1項に規定する計画の変更について準用する。
 - 5 市町村長は、第1項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、前条第1項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められ

た連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者に対し、第1項に規定する計画を共同して作成するよう勧告をすることができる。

- 6 市町村長は、第1項の地下街等の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、当該地下街等の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
- 7 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第1項の地下街等の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 8 第1項の地下街等（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。以下この条において同じ。）の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行わなければならない。
- 9 第1項の地下街等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置かなければならない。
- 10 第1項の地下街等の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

（要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等）

- 第15条の3 第15条第1項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。
- 2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
 - 3 市町村長は、第1項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
 - 4 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第1項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、

その旨を公表することができる。

- 5 第1項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。
- 6 市町村長は、第2項又は前項の規定により報告を受けたときは、第1項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。
- 7 第1項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。
- 8 第1項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

(大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等)

第15条の4 第15条第1項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

- 2 前項の大規模工場等の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該計画又は当該事項を変更したときも、同様とする。

(市町村防災会議の協議会が設置されている場合の準用)

第15条の5 第15条から前条までの規定は、災害対策基本法第17条第1項の規定により水災による被害の軽減を図るため市町村防災会議の協議会が設置されている場合について準用する。この場合において、第15条第1項中「市町村防災会議（災害対策基本法第16条第1項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあっては、当該市町村の長とする）」とあるのは「市町村防災会議の協議会（災害対策基本法第17条第1項に規定する市町村防災会議の協議会をいう）」と、「市町村地域防災計画（同法第42条第1項に規定する市町村地域防災計画をいう）」とあるのは「市町村相互間地域防災計画（同法第44条第1項に規定する市町村相互間地域防災計画

をいう」と、同条第2項中「市町村防災会議」とあるのは「市町村防災会議の協議会」と、同項、同条第3項、第15条の2第1項及び第5項、第15条の3第1項並びに前条第1項中「市町村地域防災計画」とあるのは「市町村相互間地域防災計画」と読み替えるものとする。

(浸水被害軽減地区の指定等)

第15条の6 水防管理者は、洪水浸水想定区域（当該区域に隣接し、又は近接する区域を含み、河川区域（河川法第6条第1項に規定する河川区域をいう。）を除く。）内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であつて浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを浸水被害軽減地区として指定することができる。

2 水防管理者は、前項の規定による指定をするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする区域をその区域に含む市町村の長の意見を聴くとともに、当該指定をしようとする区域内の土地の所有者の同意を得なければならない。

3 水防管理者は、第1項の規定による指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該浸水被害軽減地区を公示するとともに、その旨を当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長及び当該浸水被害軽減地区内の土地の所有者に通知しなければならない。

4 第1項の規定による指定は、前項の規定による公示によつてその効力を生ずる。

5 前3項の規定は、第1項の規定による指定の解除について準用する。

(標識の設置等)

第15条の7 水防管理者は、前条第1項の規定により浸水被害軽減地区を指定したときは、国土交通省令で定める基準を参酌して、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、浸水被害軽減地区の区域内に、浸水被害軽減地区である旨を表示した標識を設けなければならない。

2 浸水被害軽減地区内の土地の所有者、管理者又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

3 何人も、第1項の規定により設けられた標識を水防管理者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

4 水防管理団体は、第1項の規定による行為により損失を受けた者に対して、時価によりその損失を補償しなければならない。

(行為の届出等)

第15条の8 浸水被害軽減地区内の土地において土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の30日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を水防

管理者に届け出なければならない。ただし、通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

- 2 水防管理者は、前項の規定による届出を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該届出の内容を、当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長に通知しなければならない。
- 3 水防管理者は、第1項の規定による届出があつた場合において、当該浸水被害軽減地区が有する浸水の拡大を抑制する効用を保全するため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

(大規模氾濫減災協議会)

第15条の9 国土交通大臣は、第10条第2項又は第13条第1項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会(以下この条において、「大規模氾濫減災協議会」という。)を組織するものとする。

2 大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

- (1) 国土交通大臣
- (2) 当該河川の存する都道府県の知事
- (3) 当該河川の存する市町村の長
- (4) 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
- (5) 当該河川の河川管理者
- (6) 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長
- (7) 第3号の市町村に隣接する市町村の長その他の国土交通大臣が必要と認める者

3 大規模氾濫減災協議会において協議が調つた事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。

(都道府県大規模氾濫減災協議会)

第15条の10 都道府県知事は、第11条第1項又は第13条第2項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会(以下この条において「都道府県大規模氾濫減災協議会」という。)を組織することができる。

2 都道府県大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

- (1) 当該都道府県知事

- (2) 当該河川の存する市町村の長
- (3) 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
- (4) 当該河川の河川管理者
- (5) 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長
- (6) 第2号の市町村に隣接する市町村の長その他の当該都道府県知事が必要と認める者

3 前条第3項及び第4項の規定は、都道府県大規模氾濫減災協議会について準用する。この場合において、同項中「前3項」とあるのは、「次条第1項及び第2項並びに同条第3項において準用する前項」と読み替えるものとする。
(予想される水災の危険の周知等)

第15条の11 市町村長は、当該市町村の区域内に存する河川（第10条第2項、第11条第1項又は第13条第1項若しくは第2項の規定により指定された河川を除く。）のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。

(河川管理者の援助等)

第15条の12 河川管理者は、第15条の6第1項の規定により浸水被害軽減地区の指定をしようとする水防管理者及び前条の規定により浸水した地点、その水深その他の状況を把握しようとする市町村長に対し、必要な情報提供、助言その他の援助を行うものとする。

2 河川管理者は、前項の規定による援助を行うため必要があると認めるときは、河川法第58条の8第1項の規定により指定した河川協力団体に必要な協力を要請することができる。

(水防警報)

第16条 国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報をしなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定により水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。

3 都道府県知事は、第1項の規定により水防警報をしたとき、又は前項の規定により通知を受けたときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその警報事項又はその受けた通知に係る事項を関係水防管理者その他水防に關係のある機関に通知しなければならない。

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第1項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

(水防団及び消防機関の出動)

第17条 水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したときその他水防上必要があると認めるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。

(優先通行)

第18条 都道府県知事の定める標識を有する車両が水防のため出動するとき、車両及び歩行者は、これに進路を譲らなければならない。

(緊急通行)

第19条 水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

2 水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(水防信号)

第20条 都道府県知事は、水防に用いる信号を定めなければならない。

2 何人も、みだりに前項の水防信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。

(警戒区域)

第21条 水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

2 前項の場所においては、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警察官は、同項に規定する者の職権を行うことができる。

(警察官の援助の要求)

第22条 水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

(応援)

第23条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者は、できる限りその求めに応じなければならない。

2 応援のため派遣された者は、水防については応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

3 第1項の規定による応援のために要する費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとする。

4 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該応援を求めた水防管理団体と当該応援を求められた水防管理団体又は市町村とが協議して定める。

(居住者等の水防義務)

第24条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

(決壊の通報)

第25条 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちにこれを関係者に通報しなければならない。

(決壊後の処置)

第26条 堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

(水防通信)

第27条 何人も、水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるように協力しなければならない。

2 国土交通大臣、都道府県知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設その他の専用通信施設を使用することができる。

(公用負担)

第28条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

2 前項に規定する場合において、水防管理者から委任を受けた者は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、又は車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用することができる。

3 水防管理団体は、前2項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(立退きの指示)

第29条 洪水、雨水出水、津波又は高潮によって氾濫による著しい危険が切

迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

(知事の指示)

第30条 水防上緊急を要するときは、都道府県知事は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(重要河川における国土交通大臣の指示)

第31条 二以上の都府県に関係がある河川で、公共の安全を保持するため特に重要なものの水防上緊急を要するときは、国土交通大臣は、都道府県知事、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(特定緊急水防活動)

第32条 国土交通大臣は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、次に掲げる水防活動(以下この条及び第43条の2において「特定緊急水防活動」という。)を行うことができる。

(1) 当該災害の発生に伴い浸入した水の排除

(2) 高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動として政令で定めるもの

2 国土交通大臣は、前項の規定により特定緊急水防活動を行おうとするときは、あらかじめ、当該特定緊急水防活動を行おうとする場所に係る水防管理者にその旨を通知しなければならない。特定緊急水防活動を終了しようとするときも、同様とする。

3 第1項の規定により国土交通大臣が特定緊急水防活動を行う場合における第19条、第21条、第22条、第25条、第26条及び第28条の規定の適用については、第19条第1項中「水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者」とあり、第21条第1項中「水防団長、水防団員又は消防機関に属する者」とあり、及び同条第2項中「水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者」とあるのは「国土交通省の職員」と、第19条第2項及び第28条第3項中「水防管理団体」とあるのは「国」と、第22条中「水防管理者」とあり、第25条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者」とあり、第26条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者」とあり、及び第28条第1項中「水防管理者、水防団長又は消防機関の長」とあるのは「国土交通大臣」とする。

(水防訓練)

第32条の2 指定管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の

水防訓練を行わなければならない。

- 2 指定管理団体以外の水防管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行うよう努めなければならない。

(津波避難訓練への参加)

- 第32条の3 津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項の津波災害警戒区域に係る水防団、消防機関及び水防協力団体は、同法第54条第1項第3号に規定する津波避難訓練が行われるときは、これに参加しなければならない。

第4章 指定水防管理団体

(水防計画)

- 第33条 指定管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

- 2 指定管理団体の水防管理者は、前項の規定により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会(次条第1項に規定する水防協議会をいう。以下この項において同じ。)を設置する指定管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第16条第1項に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定管理団体にあつては当該市町村防災会議に諮らなければならない。

- 3 指定管理団体の水防管理者は、第1項の規定により水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく、水防計画を都道府県知事に届け出なければならない。

- 4 第7条第2項から第4項までの規定は、指定管理団体の水防計画について準用する。

(水防協議会)

- 第34条 指定管理団体の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、指定管理団体に水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。

- 2 指定管理団体の水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。

- 3 指定管理団体の水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。

- 4 会長は、指定管理団体の水防管理者をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから指定管理団体の水防管理者が命じ、又は委嘱する。

- 5 前各項に定めるもののほか、指定管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

(水防団員の定員の基準)

第35条 都道府県は、条例で、指定管理団体の水防団員の定員の基準を定めることができる。

第5章 水防協力団体

(水防協力団体の指定)

第36条 水防管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

2 水防管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 水防協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を水防管理者に届け出なければならない。

4 水防管理者は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(水防協力団体の業務)

第37条 水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。

(2) 水防に必要な器具、資材又は設備を保管し、及び提供すること。

(3) 水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

(4) 水防に関する調査研究を行うこと。

(5) 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。

(6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(水防団等との連携)

第38条 水防協力団体は、水防団及び水防を行う消防機関との密接な連携の下に前条第1号に掲げる業務を行わなければならない。

(監督等)

第39条 水防管理者は、第37条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、水防協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2 水防管理者は、水防協力団体が第37条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、水防協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 水防管理者は、水防協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

4 水防管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第40条 国、都道府県及び水防管理団体は、水防協力団体に対し、その業務

の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

第6章 費用の負担及び補助

(水防管理団体の費用負担)

第41条 水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

(利益を受ける市町村の費用負担)

第42条 水防管理団体の水防によって当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市町村が著しく利益を受けるときは、前条の規定にかかわらず、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

2 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定める。

3 前項の規定による協議が成立しないときは、水防管理団体又は市町村は、その区域の属する都道府県の知事にあつせんを申請することができる。

4 都道府県知事は、前項の規定による申請に基づいてあつせんをしようとする場合において、当事者のうちにその区域が他の都府県に属する水防管理団体又は市町村があるときは、当該他の都府県の知事と協議しなければならない。

(都道府県の費用負担)

第43条 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務に要する費用は、当該都道府県の負担とする。

(国の費用負担)

第43条の2 第32条第1項の規定により国土交通大臣が行う特定緊急水防活動に要する費用は、国の負担とする。

(費用の補助)

第44条 都道府県は、第41条の規定により水防管理団体が負担する費用について、当該水防管理団体に対して補助することができる。

2 国は、前項の規定により都道府県が水防管理団体に対して補助するときは、当該補助金額のうち、二以上の都府県の区域にわたる河川又は流域面積が大きい河川で洪水による国民経済に与える影響が重大なものの政令で定める水防施設の設置に係る金額の二分の一以内を、予算の範囲内において、当該都道府県に対して補助することができる。

3 前項の規定により国が都道府県に対して補助する金額は、当該水防施設の設置に要する費用の三分の一に相当する額以内とする。

第7章 雑則

(第24条の規定により水防に従事した者に対する災害補償)

第45条 第24条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる

負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、当該水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあっては条例で、水害予防組合にあっては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

(表彰)

第46条 国土交通大臣は、水防管理者の所轄の下に水防に従事した者で当該水防に関し著しい功労があると認められるものに対し、国土交通省令で定めるところにより、表彰を行うことができる。

(報告)

第47条 国土交通大臣及び消防庁長官は、都道府県又は水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

2 都道府県知事は、都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

(勧告及び助言)

第48条 国土交通大臣は都道府県又は水防管理団体に対し、都道府県知事は都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な勧告又は助言をすることができる。

(資料の提出及び立入り)

第49条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。

2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(消防事務との調整)

第50条 水防管理者は、水防事務と水防事務以外の消防事務とが競合する場合の措置について、あらかじめ市町村長と協議しておかなければならない。

(権限の委任)

第51条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

第8章 罰則

第52条 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を損壊し、又は撤去した者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2 前項の者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

第53条 刑法（明治40年法律第45号）第121条の規定の適用がある場合を除き、第21条の規定による立入りの禁止若しくは制限又は退去の命令に従わなかつた者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

第54条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第15条の7第3項の規定に違反した者

(2) 第15条の8第1項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同項本文に規定する行為をした者

第55条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金又は拘留に処する。

(1) みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を使用し、又はその正当な使用を妨げた者

(2) 第20条第2項の規定に違反した者

(3) 第49条第1項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入りを拒み、妨げ、若しくは忌避した者

資料 関係機関電話番号一覧表

名称	電話番号	所在地
市機関		
伊予市役所（代表）	089-982-1111	伊予市米湊 820 番地
伊予市役所（危機管理課直通）	089-982-1218	
中山地域事務所	089-967-1111	伊予市中山町出渕 2 番耕地 138 番地 1
佐礼谷支所	089-968-0001	伊予市中山町佐礼谷甲 816 番地 1
双海地域事務所	089-986-1111	伊予市双海町上灘甲 5821 番地 6
下灘支所	089-987-0111	伊予市双海町串甲 3670 番地 16

消防		
伊予消防署	089-982-0119	伊予市下吾川 950 番地 3
中山出張所	089-967-1171	伊予市中山町中山丑 508 番地
双海出張所	089-986-0074	伊予市双海町上灘甲 5818 番地 1

県機関		
愛媛県水防本部 （土木部河川課） FAX	089-941-2111 089-912-2672 089-948-1475	松山市一番町 4 丁目 4-2
愛媛県中予地方局 （建設部） FAX	089-941-1111 089-909-8770 089-921-4990	松山市北持田町 132

警察		
愛媛県警察本部	089-934-0110	松山市南堀端町 2 番地 2
伊予警察署	089-982-0110	伊予市下吾川 960 番地
駅前交番	089-982-3695	伊予市米湊 834 番地 6
上野駐在所	089-983-1090	伊予市上三谷甲 1873 番地 4
中村駐在所	089-983-1091	伊予市中村甲 6 番地 1
大平駐在所	089-983-3478	伊予市大平甲 1062 番地 3
中山駐在所	089-967-1100	伊予市中山町中山丑 510 番地 2
双海駐在所	089-986-0311	伊予市双海町上灘甲 5718 番地 1

名 称	電話番号	所 在 地
国機関		
国土交通省松山河川国道事務所（工務第一課）	089-972-0034	松山市土居田町 797 番地 2
国土交通省松山河川国道事務所（重信川出張所）	089-958-8215	松山市森松町 454 番地 47
国土交通省松山河川国道事務所（石手川ダム管理支所）	089-977-0021	松山市宿野町乙 69 番地 3
松山地方気象台（防災業務課）	089-941-0012 089-933-3610	松山市北持田町 102 番地
松山海上保安部	089-951-1196 089-951-1197	松山市海岸通 2426 番地 5
陸上自衛隊松山駐屯地 FAX	089-975-0911 089-975-0911 (内線 397)	松山市南梅本町乙 115

交通・運輸・電気・通信その他		
四国旅客鉄道(株) (松山保線区)	089-945-6745	松山市南江戸 1 丁目 14-1
日本通運(株) 松山ターミナル事業所	089-946-7152	伊予市八倉 160 番地
四国電力送配電(株) 伊予事業所	089-982-1054	伊予市米湊 824 番地 1
西日本電信電話株式会社四国支店 (株) N T T フィールドテクノ 愛媛設備部	089-909-6033	松山市南江戸町 1283 番地 1
(社)愛媛県建設業協会 伊予支部	089-983-3741	伊予市米湊 755 番地

名 称	電話番号	所 在 地
報道機関		
N H K 松 山 放 送 局 FAX	089-921-1111 089-921-1117 089-921-1146	松山市堀之内 5
南海放送 FAX	089-915-3333 089-915-2371	松山市本町 1 丁目 1-1
テレビ愛媛 FAX	089-943-1111 089-933-1033 089-932-0951	松山市真砂町 119
あいテレビ FAX	089-921-2121 089-921-2198 089-921-5422	松山市竹原町 1 丁目 5-25
愛媛朝日テレビ FAX	089-946-4600 089-946-2844 089-946-9615	松山市和泉北 1 丁目 14-11
愛媛県 CATV 協議会 FAX	089-935-2117 089-913-1161	松山市大手町 1 丁目 12-1
愛媛新聞社 FAX	089-935-2111 089-946-0868	松山市大手町 1 丁目 12-1
朝日新聞松山支局 FAX	089-941-0155 089-941-0125	松山市三番町 4 丁目 9-7
毎日新聞松山支局 FAX	089-941-2711 089-932-4568	松山市一番町 3 丁目 3-6
産経新聞松山支局 FAX	089-941-6680 089-921-0986	松山市一番町 4 丁目 1-7
読売新聞松山支局 FAX	089-933-4300 089-933-4302	松山市一番町 4 丁目 1-6